

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成25年6月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 1  
証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021  
直 通：03-3581-6648  
F A X：03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線 3091、3093  
直 通：03-3581-9909  
F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

《証券取引等監視委員会ウェブサイト》

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(メールマガジン配信サービス)

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成25年6月

証券取引等監視委員会



金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 25 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一



# 目 次

## 【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第 1 章 組織	7
第 1 証券監視委	7
1 委員会	7
2 事務局	7
第 2 地方の事務処理組織	7
第 2 章 市場分析審査	9
第 1 概説	9
1 市場分析審査の目的	9
2 平成 24 年度における活動状況	9
第 2 一般投資家等からの情報の受付	9
1 概要	9
2 情報の受付状況	9
3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話 等について	11
第 3 市場動向分析	12
1 概要	12
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	12
3 新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的 かつ機動的な市場監視に向けた実態把握	14
第 4 取引審査	15
1 概要	15
2 法令上の根拠	15
3 取引審査の実績	15
4 自主規制機関との緊密な連携	17
第 5 今後の課題	18
第 3 章 証券検査	20
第 1 概説	20
1 証券検査の目的	20
2 証券検査の権限	20
3 平成 24 年度における活動状況	22
第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	23
第 3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	33
1 改正の経緯	33

	2 改正のポイント	33
第4	検査実績	33
第5	投資一任業者に対する集中的な検査	36
第6	検査結果の概要	36
	1 第一種金融商品取引業者等に対する検査	37
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査	43
	3 投資助言・代理業者に対する検査	44
	4 投資運用業者等に対する検査	47
	5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	48
	6 金融商品仲介業者に対する検査	49
	7 信用格付業者に対する検査	49
第7	証券検査の結果に基づく勧告等	50
	1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に 基づく勧告	50
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に 基づく勧告	53
	3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	54
	4 投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告	55
	5 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	57
	6 信用格付業者に対する検査結果に基づく勧告	57
	7 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果 等の公表	57
第8	無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	59
第9	今後の課題	61
第4章	取引調査	71
	第1 概説	71
	1 取引調査の目的	71
	2 取引調査の権限	71
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額	71
	4 平成24年度における活動状況	73
	第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	74
	1 勧告の状況	74
	2 勧告事案の概要	75
	3 平成23年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	88
	第3 今後の課題	89
第5章	国際取引等調査	91
	第1 概説	91
	1 国際取引等調査の目的・権限等	91
	2 平成24年度における活動状況	91

第 2	国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	92
1	勧告の状況	92
2	勧告事案の概要	92
3	平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	96
第 3	今後の課題	96
第 6 章	開示検査	98
第 1	概説	98
1	開示検査の目的	98
2	開示検査の権限	98
3	課徴金の対象となる行為及び課徴金額	99
4	平成 24 年度における活動状況	101
第 2	開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等	102
1	勧告の状況	102
2	勧告事案の概要	102
3	平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	119
第 3	今後の課題	120
第 7 章	犯則事件の調査・告発	121
第 1	概説	121
1	犯則事件の調査の目的	121
2	犯則事件の調査権限及び範囲等	121
3	平成 24 年度における活動状況	121
第 2	犯則事件の調査・告発実績	121
1	告発の状況	121
2	告発事案の概要	122
第 3	平成 23 年度以前の告発事案に係る判決の概要	127
第 4	今後の課題	131
第 8 章	建議	134
第 1	概説	134
1	建議の目的及び権限	134
2	平成 24 年度における建議の状況	134
第 2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	134
1	建議の実施状況	134
2	建議に基づいて執られた措置	135
3	その他の措置	135
第 3	今後の課題	135
第 9 章	市場のグローバル化への対応に向けての取組み	136
第 1	海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視	136

1	I O S C O（証券監督者国際機構）における活動	136
2	情報交換枠組みの活用	136
3	意見交換	138
<b>第 2</b>	<b>体制整備及び人材育成</b>	138
1	市場のグローバル化への体制整備	138
2	短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣	138
<b>第 3</b>	<b>今後の課題</b>	139
<b>第 10 章</b>	<b>監視活動の機能強化への取組み等</b>	140
<b>第 1</b>	<b>市場監視体制の充実・強化</b>	140
1	組織の充実	140
2	情報収集・分析能力の向上	140
3	監視を支えるシステムインフラの強化	141
<b>第 2</b>	<b>市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み</b>	141
1	概要	141
2	報道機関等を通じた情報発信	141
3	市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況	141
4	ウェブサイトの充実	142
<b>第 3</b>	<b>関係当局等との連携</b>	142
1	金融庁の関係部局との連携	142
2	自主規制機関との緊密な連携	142
<b>第 4</b>	<b>今後の課題</b>	143
	おわりに	145

## 【附属資料】

1	証券監視委の組織・事務概要	151
1-1	組織及び事務概要	151
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	154
1-3	証券監視委の機能強化	155
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	156
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	157
1-6	機構図	158
1-7	組織・事務に係る法令の概要	160
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	172
2	証券監視委の活動実績等	173
2-1	証券監視委の活動状況	173
2-2	市場分析審査実施状況	174
2-3	証券検査実施状況	177
2-4	勧告等実施状況	185
2-5	申立て実施状況	270
2-6	告発実施状況	276
2-7	建議実施状況等	314
2-8	市場のグローバル化への対応状況	324
2-9	平成24年度 主な講演会等の開催状況	327
2-10	平成24年度 各種広報媒体への寄稿	330
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	333
○	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	335
○	年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～	336
○	証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	338
○	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～	340
○	証券検査に関する基本指針	342



## 凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
保 証 金 府 令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令第 75 号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）



## はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第7期体制は、平成22年12月に発足し、平成23年1月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料333頁以下参照）を公表しました。当該活動方針においては、「市場の公正を汚すものには恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」及び「市場のグローバル化への対応」の3つの基本的な考え方を立てています。また、この3つの基本的な考え方にに基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②不正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施、④課徴金制度の一層の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥自主規制機関などとの連携の6つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視の実現を図るべく取り組んでいるところです。

### 1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・権能・人的資源を適切に活用し、活動方針を踏まえ、以下のとおり市場監視に取り組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めてきたところです。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における調査・検査を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、法人関係情報の管理に関して不正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況や、システムの管理及び運用状況に重大な問題等が認められたほか、第二種金融商品取引業者について、ファンド契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げている状況等が認められました。また、信用格付業者の検査においては、業務管理体制の不備等が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた事例について、行政処分等を求める勧告を行いました。

更に、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行っていた者に対し、公益及び投資者保護の観点から、金商法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。このほか、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、金融商品取引業の登録を受けずに金融商品取引業に従事したり、顧客資産の費消・流用を行うなど、法令違反行為等が認められた者について、その業者名等を公表しました。

不正取引については、迅速・効率的な取引調査を実施し、上場会社の役員及び社員が職務に関し知った情報を基に行った内部者取引や、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った初めての事案となる相場操縦などに対して課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引については、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引や、米国所在のヘッジファンドの関係会社による相場操縦

について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進めた結果、課徴金納付命令の勧告を行いました。

加えて、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引の調査の過程で、金融商品取引業者を検査した結果、潜脱的に無登録で投資運用業を反復継続的に行うなど法令違反の状況が認められたため、当該金融商品取引業者に対する行政処分を求める勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、迅速・効率的な開示検査を実施し、有価証券報告書等の虚偽記載に係る事例について課徴金納付命令勧告を行いました。このうちの1件は、犯則事件の調査の結果に基づき、虚偽の有価証券報告書を提出したとして刑事告発を行った事案について、開示検査の結果に基づき課徴金勧告を行ったものです。

このほか、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められ、有価証券報告書等の訂正が必要な事例について、自発的な訂正を行うように促しても訂正がなされなかったことから、訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、不動産の現物出資制度を悪用した不公正ファイナンスの絡む事件の告発を行いました。また、投資運用業者が、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示し、投資一任契約の締結に関して偽計を用いていた事件について、迅速に告発を行うなど、発行市場・流通市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

加えて、犯則調査の過程で、金融商品取引業者が、同社を実質的に支配する投資一任業者が実質的に運用するファンドの販売を行った際、当該投資一任業者による顧客との投資一任契約の締結に係る偽計に関与していたことが認められたため、当該金融商品取引業者に対する行政処分を求める勧告を行いました。

市場の実態を踏まえたルール整備への貢献については、検査において確認された事例に基づき、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度を整備する必要がある旨の建議を行いました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための、全国各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信に取り組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表を平成24年7月に行いました。

## 2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、与えられた権限・権能を適切に活用し、実効性のある効率的な市場監視に取り組んでまいりました。

一方、国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者等に対する検査においては、多

様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、日常化しているクロスボーダー取引に海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引や違法行為などにも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、こうした課題に適切に対応していくことに努め、活動方針に基づき、より実効性のある効率的な市場監視を行い、引き続き、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者の一層の保護を図っていくことに取り組んでまいります。



# 証券監視委の活動状況



# 第1章 組 織

## 第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成22年12月13日から第7期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田真也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成24年度7人、平成25年度16人）が認められ、平成25年度末で合計400人の体制となっている。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注1）平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、総務検査課及び特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に拡充され、さらに平成23年7月1日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の6課体制に拡充された。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成24年度17人、平成25年度29人）が認められ、この結果、平成25年度末の定員は、

合計で 339 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任（注）を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

## 第2章 市場分析審査

### 第1 概説

#### 1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての役割を位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

#### 2 平成24年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。こうした中、平成24年度において、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場動向の背景にある問題の分析、新たな金融商品等の実態把握、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査等の取り組みを進めたところである。

### 第2 一般投資家等からの情報の受付

#### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資家等の生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料2-2-2参照）。また、有用な情報が多数寄せられるよう、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

#### 2 情報の受付状況

証券監視委が平成24年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は6,362件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は23件である。情報

提供手段の内訳を見ると、インターネット 3,881 件、電話 1,883 件、文書 346 件、来訪 57 件、財務局等から回付を受けたものが 195 件となっており、全受付件数の約 6 割をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが 3,751 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが 436 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが 790 件、その他の意見等が 1,385 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 2,297 件と最も多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 990 件、インサイダー取引の疑いに関するものが 252 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが 110 件、ファイナンスに関するものが 15 件、適時開示に関するものが 51 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が 37 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が 11 件など、多様な情報が寄せられている（附属資料 2-2-3 参照）。

証券監視委には、こうした情報が年間約 6～7 千件寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性の程度に応じ、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

#### 《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直通電話：03-3581-9909

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している旨を明らかにしている。これは、①事案の直接の関係者から寄せられる情報については、市場監視において、重要性・有用性が高い場合が多い（後記 3 参照）中であって、こうした情報を得る上では、情報提供者の方の身元が第三者から特定されるおそれがなく、安心して情報提供を行っていただく環境が必要であること、②特定の個人、発行体又は金融商品取引業者等について情報提供があったことを第三者に明らかにすることは、当該個人等のプライバシーや当該発行体や金融商品取引業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあると考えられるためである。

また、企業年金等の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する証券検査の結果を踏まえ、投資一任業者の業務運営の実態等を集中的に検証するとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、重要性・有用性の高い情報を収集するために、平成 24 年 4 月 27 日、証券監視委内に専用の窓口である年金運用ホットラインを開設した。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委に採用されている年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点を明確化するために活用するなど、効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

また、平成 25 年 4 月には、年金運用ホットラインのウェブサイトにおいて、提供いただきたい情報の例をより具体的に記載したところである（附属資料 336 頁以下参照）。

### 《年金運用ホットライン》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

#### [提供いただきたい情報の例]

- ①具体的には、投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
- ③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
- ④契約や説明を遵守しない運用に関する情報

#### [情報提供に当たっての留意事項]

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料 338 頁以下参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成 18 年 4 月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

### 《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話：03-3581-9854（注）

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

F A X : 03-5251-2198

インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、F A X）により受け付けており、電話は相談用である。

## 3 金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話等について

近年、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話等に関する情報が多数寄せられていることから、ウェブサイトを通じて以下のような注意喚起を行っている。

最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者（実在する部署・職員の名前を使用）から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられています。

- ・ 証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）名簿が出回っている」といった内容の電話を受けた。
- ・ A社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「インサイダー取引に該当するので急いでA社に電話しろ」といった内容の電話を受けた。

- ・ B社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「B社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような不審な連絡には十分ご注意ください。

また、金融庁と証券監視委は、平成 21 年 6 月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行っており（附属資料 340 頁以下参照）、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

#### 情報の受付窓口

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※（IP 電話・PHSからは）03-5251-6811

F A X：03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

さらに、証券監視委の公表文を装った文書が一部ネット上で認められたため、証券監視委の公表文については直接証券監視委のウェブサイト上にて確認するよう、ウェブサイトにおいて注意喚起を行っている。

## 第 3 市場動向分析

### 1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立っているところである。

具体的には、いわゆる「不正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

### 2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

#### (1) 不正ファイナンスへの対応

近年、金融資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や不動産を過大評価した現物出資等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るといった行為が散見される。このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不正な取引を「不正ファイナンス」と呼んでいる。

こうした不正ファイナンスで典型的な手法として用いられるのが、第三者割当増資である。第三者割当増資は、新たに資金調達をしたい上場会社が、特定の者に新株を割り当てて出資を受ける方法であるが、公募増資に比べて第三者のチェックが入りにくく、発行

会社が支出した資金が回流して第三者割当増資の払込原資に充てられたり、現物出資に当たって財産評価が水増しされたりするなど、不適切な行為が発生するおそれがある。また、第三者割当増資により大量の新株式が発行されると、既存株主の権利が希薄化して会社の支配権に異動が生じ、会社の役職員や既存株主にとって好ましくない者が支配権を握って、会社の資金を不適切な投融資により社外に流出させることもあり得る。

こうした不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理・上場審査部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、一般投資家や市場関係者等からの情報のほか、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

また、証券監視委では、不公正ファイナンスの監視の観点から、上場企業の第三者割当増資について、財務局等及び金融商品取引所における当該上場企業からの事前相談の結果を踏まえ、その状況の把握に努めている。

さらに、不公正ファイナンスについては、証券監視委は、インサイダー取引や相場操縦、風説の流布、開示書類の虚偽記載といった個々の犯罪を捉えるのではなく、一連の不公正ファイナンス行為全体に金融商品取引法第 158 条の偽計罪を適用して対応してきており、これまで7事案の刑事告発を行っている。

## (2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。

平成 24 年度における主な取組みは以下のとおりである。

### ① ノンコミットメント型ライツ・オフアリングの動向

ライツ・オフアリング（新株予約権無償割当てによる増資）とは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法である。新株予約権を割り当てられた株主は、定められた期間内に新株予約権を行使して行使価額を払い込み、株式を取得することができるが、新株予約権を行使せずに市場で売却することも可能である。発行会社の株価が新株予約権の市場価格と行使価格の合計額より大きいときは、投資家が市場で当該新株予約権を購入して行使することにより、アービトラージ（裁定取引）が可能となる。

他の「公募増資」や「第三者割当増資」といった増資手法と異なり、既存株主は、持分の希薄化を回避できる（新株予約権を行使しない場合は持分が希薄化するが、新株予約権の売却により経済的損失を軽減できる）メリットがあるといわれ、積極的活用を求める声があるほか、法令及び制度の改正が進む中で市場関係者の関心が高まってきている。

ライツ・オフアリングには、発行会社が行使されなかった新株予約権を取得して証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使して取得した株式を市場等で売却する「コミットメント型」と、行使されなかった新株予約権を失権させてしまう「ノンコミットメント型」の2種類がある。平成 22 年度及び 24 年度において、計 2 件のノンコミットメント型ライツ・オフアリングが行われたことから、それらの事例について、当該銘柄の株価動向や新株予約権の行使状況等の情報収集・分析を行った。

なお、ノンコミットメント型は、増資に当たり証券会社等が関与する例も見られるが、コミットメント型のように行使されなかった新株予約権を証券会社が引き受けて行使することがないことから、必ずしも証券会社等の第三者により増資条件等の審査が行われるとは限らず、第三者割当増資等と同様に、発行会社の財務状況や資金使途等について第三者のチェックが入らないおそれがある。

## ② 重要事実に関する報道について

金融商品取引所の有価証券上場規程において、「上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。」と定められている。

このため、上場企業は、内部者取引規制上の重要事実等に関する企業情報が新聞の朝刊等で報道されたときは、速やかに当該報道に関する適時開示を行っている。具体的には、報道後最初の適時開示では、「当社が発表したものではない」「本件に関し決定した事実はない」「開示すべき事実が決定した場合は速やかに開示する」等の一定の文言を公表し、当日の株式市場の取引終了後に、当該報道とほぼ同じ内容の適時開示又は記者会見を行う事例が多くみられる。

そこで、平成24年3月期決算発表が集中する同年4月下旬から5月上旬までの適時開示の状況について分析を行った。

## ③ その他

個人向け店頭デリバティブ取引の一類型であるバイナリーオプション取引について、近年、国内FX業者を中心に、通貨等を対象資産としたものの個人投資家向け販売が増加傾向にある。バイナリーオプション取引の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものなどが存在するが、歴史の浅い商品であり、自主規制機関の取組みも始まったばかりであることから、その動向を分析した。

## 3 新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、国内外の市場において、重要性が増してきている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性のある新たな金融商品や取引形態、イベント等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行った。

平成24年度におけるこうした実態把握の事例は、以下のとおり。

### (1) 市場における新たな取引等の実態把握

高頻度取引（HFT：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティの変化に関心が高まっている。さらに、平成24年8月に発生した米国Knight Capital社による誤発注事件などシステム・トラブルが及ぼす市場への影響も注目を集めている。そこで、欧米におけるHFT等の実態や規制の動きの調査を行った。また、市場において取引の高速化等が進む一方、これを嫌う投資家によって増加してきているブロックトレード（市場外での大口相対取引）についても実態把握などを行った。

### (2) 市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

投資家の動向として、昨今の市場環境下における投資家の取引戦略の変化、ヘッジファンドや機関投資家の運用動向やその特徴などの調査を行なった。

また、発行体の動向として、企業合併・買収（M&A：Mergers and Acquisitions）やTOBの動向などの実態把握を行った。

さらに、海外におけるノンコミットメント型ライツ・オフアリングの使われ方について実態把握を行った。

### (3) 市場における新たな不公正取引の実態把握

欧米におけるCDS（Credit Default Swap）を利用した疑わしい取引やインターネット上の新たな金融商品などについて実態把握を行なった。

これらの実態把握の結果については、証券監視委において共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

## 第4 取引審査

### 1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

### 2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1-7-2参照）。

### 3 取引審査の実績

#### (1) 実績

平成24年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数	平成24年度	(参考) 平成23年度
合計	973	913
証券監視委	400	396
財務局等	573	517
(以下審査項目別内訳)		
価格形成	84	73
内部者取引	875	819
その他	14	21

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速かつ適切に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファ

イナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

(2) 審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ A社が、B社株式をTOB（株式公開買付け）する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ E社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。
- ホ F社の公募増資において、公募増資公表前からF社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、当該内部者取引の有無について審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

- イ G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ I社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、金融商品取引所に対する注文発注状況等を確認したところ、複数の注文が一斉に取り消されていたことから、審査を行った。
- ニ J社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ロ L社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、金融商品取引業者等から、M社の株式が市場で大量に売却されている等の情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ニ インターネット上の掲示板において、複数の銘柄につき、明らかに事実と反する書き込みがなされ株価が変動した旨の具体的な情報が寄せられたことから、風説の流布等の観点から、審査を行った。

(3) クロスボーダー取引への対応

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割

超（平成 24 年）を占めるなど、金融・資本市場のクロスボーダー取引が常態化している中、証券規制当局間の国際的な連携は不可欠となっている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（第 9 章参照）。

#### 4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所等や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

##### (1) 金融商品取引所等や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所等では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）等の間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との連携が図られている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会は、平成 20 年 10 月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を一部改正（平成 21 年 4 月施行）し、同協会の会員は、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することとした。これを踏まえ、平成 21 年 4 月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報等として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を、証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとして J-I R I S S（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しており、J-I R I S S への参加上場会社の拡充等に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、平成 23 年 1 月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を、平成 23 年 6 月に「内部者取引の未然防止のための J-I R I S S の活用に関する検討報告」として公表したところ、当該検討チームに、金融庁及び証券監視委は、オブザーバーとして参加した。

また、こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「J-I R I S S の活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、J-I R I S S の活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取組みを支援しているところである。

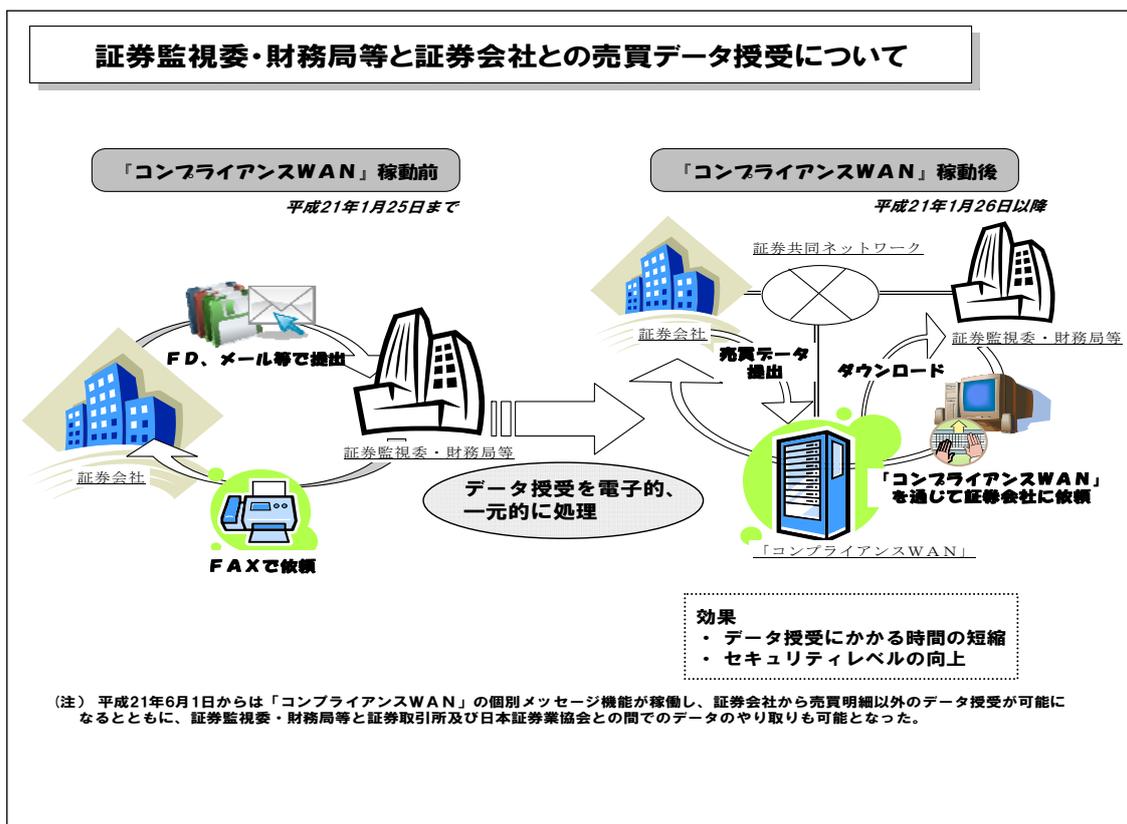
なお、J-I R I S S への上場会社の登録率は、平成 25 年 3 月末時点で、71%となっている。

##### (2) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、

証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
  - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
  - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。



## 第5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要があると考えられる。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が既に日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、HFTをはじめとする取引手法が高度化し、新たな金融商品等が開発されている。こうした取引や商品等を利用した新たな不正取引の手法を把握し、不正取引の端緒を発見するため、引き続きより幅広い情報を収集し、それを分析・活用していく必要がある。

証券監視委では、こうした課題に適切に対応していくため、市場分析審査として、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たして

いく必要がある。

**(1) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化**

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的な情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に積極的に努め、的確な取引審査を行う。

**(2) 取引の電子化・高速化への対応の強化**

HFTやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化を踏まえつつ、新たな取引パターン等について注視する。

さらに、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、今後も、このような相場操縦行為の把握に努めるとともに、自主規制機関等との間で、問題意識を共有し、連携を図る。

**(3) 新たなタイプの違法行為への対応**

不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、証券監視委としては、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも注視する。

**(4) より実効的かつ効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立**

市場監視に当たっては、金融・資本市場の動向について幅広く情報を収集するとともに、収集した情報の分析を行い、市場監視に活用することが重要である。そのため、外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に努めるとともに、収集した情報の分析態勢を強化するほか、関係部署でその情報を共有した上で、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等において実効的かつ効果的に活用する方法を確立する。

## 第3章 証券検査

### 第1 概説

#### 1 証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

#### 2 証券検査の権限

- (1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証券取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 金融商品取引業者等       | (金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項)        |
| ② 金融商品取引業者の主要株主   | (金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項) |
| ③ 特別金融商品取引業者の子会社等 | (金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)               |
| ④ 指定親会社           | (金商法第57条の23、第194条の7第3項)                  |
| ⑤ 指定親会社の主要株主      | (金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項)               |
| ⑥ 取引所取引許可業者       | (金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)          |
| ⑦ 特例業務届出者         | (金商法第63条第8項、第194条の7第3項)                  |
| ⑧ 金融商品仲介業者        | (金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及               |

- び第3項)
- ⑨ 信用格付業者 (金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
  - ⑩ 認可金融商品取引業協会 (金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
  - ⑪ 認定金融商品取引業協会 (金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
  - ⑫ 投資者保護基金 (金商法第79条の77、第194条の7第3項)
  - ⑬ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第103条の4、第194条の7第3項)
  - ⑭ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第106条の6、第194条の7第3項)
  - ⑮ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第106条の16、第194条の7第3項)
  - ⑯ 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第106条の20、第194条の7第3項)
  - ⑰ 金融商品取引所持株会社 (金商法第106条の27、第194条の7第3項)
  - ⑱ 金融商品取引所 (金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
  - ⑲ 自主規制法人 (金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
  - ⑳ 外国金融商品取引所 (金商法第155条の9、第194条の7第2項第7号及び第3項)
  - ㉑ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第156条の5の4、第194条の7第3項)
  - ㉒ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第156条の5の8、第194条の7第3項)
  - ㉓ 金融商品取引清算機関 (金商法第156条の15、第194条の7第3項)
  - ㉔ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第156条の20の12、第194条の7第3項)
  - ㉕ 証券金融会社 (金商法第156条の34、第194条の7第3項)
  - ㉖ 指定紛争解決機関 (金商法第156条の58、第194条の7第3項)
  - ㉗ 取引情報蓄積機関 (金商法第156条の80、第194条の7第3項)
  - ㉘ 投資信託委託会社等 (投信法第22条第1項、第225条第3項)
  - ㉙ 投資法人の設立企画人等 (投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
  - ㉚ 投資法人 (投信法第213条第2項、第225条第3項)
  - ㉛ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第213条第3項、第225条第3項)
  - ㉜ 投資法人の執行役員等 (投信法第213条第4項、第225条第3項)
  - ㉝ 特定譲渡人 (SPC法第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)
  - ㉞ 特定目的会社 (SPC法第217条第1項、第290条第3項)
  - ㉟ 特定目的信託の原委託者 (SPC法第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第2号及び第3項)
  - ㊱ 振替機関 (社債等振替法第20条第1項、第286条第2項)
  - ㊲ その他、上記①から㊱までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

### 3 平成 24 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性の高まり、④IT システムの金融商品・取引への浸透等、大きく変化している。

このような状況を踏まえ、平成 24 年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

こうした中で、平成 24 年度においては、214 件(着手ベース)(延べ 319 件)の検査を実施し、大手証券会社における公募増資等に係る法人関係情報の管理態勢の不備等、第一種金融商品取引業者における顧客預り金の流用等による顧客区分管理必要額の信託不足等、信用格付業者における業務管理体制の不備等の、重大な法令違反等が認められた 18 件について、行政処分等を求める勧告を行い、これらの事案を含め、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 102 業者に対して、問題点を通知した。

なお、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社グループをはじめ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ等については、業務や財務面でリスクが顕在化することを予防するため、フォワード・ルッキングな観点から、金融庁や海外当局等と連携しながら、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適

切性を検証した。

投資一任業者については、平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったことを受けて、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められたことから、金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行った（本章第 5 参照）。

また、裁判所への禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）については、それに係る調査（金商法第 187 条）の権限等を活用し、ファンドの販売・勧誘の際に虚偽の告知等を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者に関して、1 件の申立てを行った（本章第 8 参照）。

販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の金商法違反行為等が認められた 6 件の事案について、適格機関投資家等特例業務届出者等 13 社の社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正を行った（本章第 3 参照）。

## 第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 24 年 4 月 27 日に公表した。

平成 24 年 4 月 27 日  
証券取引等監視委員会

## 平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第 1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

証券検査は、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。

法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券監視委は、その有する権限、人材、能力を結集して今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく必要がある。

## (2) 検査対象業者の多様化・増加

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

また、国際的な金融規制の改革の一環として、信用格付業者への公的規制の導入・強化に向けた動きが主要国で進展しており、我が国においても平成 21 年の金商法改正により、信用格付業者の登録制等の規制が平成 22 年 4 月から導入され、信用格付業者は検査対象とされている。

さらに、これらの検査対象業者に加え、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況にある。証券監視委は、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者等に対しても、証券検査の人的資源の中で、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限を適切に活用し、関係当局との連携を図りながら対応を行っているところである。

## (3) 検証分野の拡張等

先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されており、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。こうした状況を踏まえ、証券検査においては、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの検査において、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にウェイトを置く必要がある。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネットや発注システム等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品・取引への参加が飛躍的に増加し、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が広がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。また、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システムは公共性が高く、障害等が発生した場合には、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないものである。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力していく必要がある。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになった。本件は、企業年金の利益を害し関係する企業及びその従業員等に大きな影響を与えている上、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点からも極めて重大な問題である。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業を行っている者（以下「投資一任業者」という。）について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行う。

適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査の権限を適切に活用することによって検証していく必要がある。

#### (4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

証券検査は、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して、証券監視委が行う市場監視の重要な柱である。検査対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張等している中、証券監視委の検査体制は、充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情による限界があり、検査対象業者数に対し検査を実施した業者数（カバレッジ）も全体としては低水準にとどまっているのが実情である。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、限られた人的資源をいかに的確かつ有効に活用していくか、また、いかに効率的・効果的で実効性ある検査を実施していくかといった課題を克服していく必要がある。

こうした課題に対し、証券監視委としては、これまで、個人投資家の保護に重点的に取り組むこととし、証券検査においてもそのような観点から検査の優先度を判断してきたところである。

すなわち、個人投資家を含む多数の投資家が取引する第一種金融商品取引業者（証券会社）や個人投資家を含む多数の投資家向けの商品である投資信託の運用業者等に対しては、継続的に検査を実施するよう努めてきた。

また、個人投資家に関わる検証が必要と認められた業態や商品については、順次、集中的な検査を実施し、行政処分勧告と必要に応じ法令改正等の建議を行っている。

#### (参考) 集中的な検査の実績

- ・ 不動産投資法人（Jリート）運用業者（18年7月～22年3月）
- ・ FX業者（19年11月～20年6月）
- ・ ファンド販売業者（21年6月～22年9月）
- ・ 投資助言・代理業者（21年3月～23年1月）

こうした方向性の下、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。

あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとするよう努めている。

昨年度の企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する検査に関し、検査実施時期や情報の収集・活用のあり方を含め、様々な問題提起が行われている。証券監視委としては、上記（3）の通り投資一任業者に対する集中的な検査を行うこととするが、今後、検査実施の優先度の判断を適切に行っていくためには、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していくことが必要である。

中長期的な課題としては、国際的な比較において、我が国の検査対象業者数に対し、検査を実施した業者数（カバレッジ）が現状の水準でよいか検証し、さらに拡大すべきとの指摘もある。

こうした課題に対しては、例えば、特定の項目について無作為に抽出した業者に対する検査の実施によるカバレッジの拡大の可能性の検討等を含め、より効率的・効果的で実効性ある検査のあり方について、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく必要がある。

## 2. 検査実施方針

### (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

#### ① 業態その他の特性に着目した検証

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。

更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

##### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査、営業部署における情報の不適切な利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

##### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じてい

るか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り（naked short selling）の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

## ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

## ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が行われたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事例が認められた。併せて、企業年金については、（イ）厳しい財政事情が続いており、特に厚生年金基金は「代行割れ基金」が全体の4割を占めていること、（ロ）厚生年金基金は同業種の中小企業でつくる総合型基金がほとんどを占めていること、（ハ）多くの企業年金は予定利率に見合う運用収益を追求せざるを得ないものの、運用体制は必ずしも万全とは言えないこと等が指摘されている。

投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を行っている者を優先して検査を行ってきたところであるが、企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められる。

金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させる。

#### へ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

#### ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解を生ぜしめるべき表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用することによって検証する。

#### チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

#### リ. 自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

## ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘の重大な金商法違反に対し  
ては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への禁止命令等の  
申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

## ② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

### イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢  
及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性・実効性の検証を行い、  
問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をは  
じめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が  
高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに  
ついては、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置い  
た検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

### ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高ま  
っており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加  
が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性  
の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、  
誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理  
を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性につ  
いて検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

### ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託を不正に  
流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、  
財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、このような疑いのある  
業者に対しては、顧客資産の分別管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状  
況について重点的に検証する。

## (2) 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

### ① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、そ  
の時々々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判  
断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のあ  
る検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項  
に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

### イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的

な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

特に、投資一任業者については、上記（１）①ホ. の通り、集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

#### ロ. 随時検査を行う対象

上記イ. 以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、これまでの集中的な検査に基づく建議により改正された法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、同様に、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

#### ハ. 無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成 23 年の金商法改正により同年 11 月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

### ② 実効性のある検査の実施

#### イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

#### ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る

認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

### ③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

### ④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

### ⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 24 年 4 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

## 第 2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

(1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変

化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

## 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

(注) 上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

### 第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

#### 1 改正の経緯

##### (1) 投資助言・代理業等に係る改正

金商法の一部改正により、投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加が行われたことや、「平成23事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」における投資信託の勧誘・説明態勢等の検証事項等を踏まえ、金融庁において、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正等が行われた。

これらの改正や検査を通じて認められた問題点等を踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正案をパブリックコメント（平成24年7月10日～同年8月9日）に付したうえ、同年8月17日に改正後の同マニュアルの公表を行い、同年9月1日以降の検査から活用している。

##### (2) 犯収法改正に伴う改正

犯収法の一部改正により、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策について一層の強化が図られた。

上記改正等を踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルの一部改正案をパブリックコメント（平成25年2月15日～同年3月18日）に付したうえ、同年3月26日に改正後の同マニュアルの公表を行い、同年4月1日以降の検査から活用している。

#### 2 改正のポイント

##### (1) 投資助言・代理業等に係る改正

- ① 投資助言・代理業に係る登録拒否事由に人的構成要件が追加されたことを踏まえ、内部管理態勢に関する検証項目を拡充
- ② 適合性の原則や投信営業に係る勧誘・取引実態の把握の検証項目として、顧客カード等の管理状況や投資信託の分配金の説明状況等を追加
- ③ デリバティブ営業等に係る勧誘資料等の適切性の検証項目として、想定最大損失額や解約精算金額に係る説明状況等を追加
- ④ その他、法令改正等に伴う所要の改正
  - ・公募増資後における空売りポジション解消の禁止関係 等

##### (2) 犯収法改正に伴う改正

テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策を一層強化する観点から、取引時確認等の検証項目を追加するとともに、金商業者等の特定事業者における特定取引時の確認項目が追加（顧客の取引を行う目的等）されたことを踏まえた所要の改正を実施。

### 第4 検査実績

- (1) 平成24年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

#### ① 第一種金融商品取引業者等

平成24年度においては、第一種金融商品取引業者等150業者に対する検査を計画し、実績としては、124業者（第一種金融商品取引業者57業者、登録金融機関28業者、投資運用業者等36業者、信用格付業者3業者）に対し検査に着手した。

平成24年度に検査着手したもののうち、66業者（第一種金融商品取引業者36業者、登録金融機関23業者、投資運用業者4業者及び信用格付業者3業者）については、同年度中

に検査が終了している。

また、平成 23 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 29 業者（第一種金融商品取引業者 15 業者、登録金融機関 8 業者、投資運用業者等 4 業者（投資運用業者 3 業者、投資法人 1 法人）及び信用格付業者 2 業者）については、平成 24 年度中に 2 業者（第一種金融商品取引業者 1 業者、投資運用業者 1 業者）を除き、すべての検査が終了している。

## ② 第二種金融商品取引業者等

平成 24 年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者 20 業者、投資助言・代理業者 40 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 21 業者、金融商品仲介業者 9 業者の計 90 業者に対し検査に着手した。このうち、第二種金融商品取引業者 4 業者、投資助言・代理業者 4 業者については、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査である。

平成 24 年度に検査着手したもののうち、58 業者（第二種金融商品取引業者 15 業者、投資助言・代理業者 25 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 12 業者、金融商品仲介業者 6 業者）については、同年度中に検査が終了している。このうち、第二種金融商品取引業者 4 業者、投資助言・代理業者 3 業者については、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査である。

また、平成 23 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者 3 業者、投資助言・代理業者 16 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 2 業者の計 21 業者については、平成 24 年度中に投資助言・代理業者 3 業者を除き、すべての検査が終了している。

## ③ 自主規制機関

平成 24 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、実績としては、自主規制機関に対する検査は実施しなかった。

## ④ その他

平成 23 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社 1 業者について、平成 24 年度中に検査が終了している。

(注) 検査が終了したのとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 24 年度に検査が終了した 170 件のうち、114 件について、臨店検査終了後、3 月以内に検査結果通知書の交付を行っている。

上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。その結果は、検

査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成 24 年度に検査が終了した検査（平成 23 年度以前に検査着手したものを含む。）において、適格機関投資家等特例業務届出者 1 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。

- (2) 平成 24 年度に検査が終了したもの（平成 23 年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた 18 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成 24 年度の勧告事案については本章第 7 に、平成 24 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第 6 に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成 24 年度の検査実施状況

業務の種別	計画 [検査先数] (注 1)	実績		検査対象 業者数 (注 3) [延べ数] (注 2)	実績 [検査先数] (注 1) (検査終了ベース)	
		[検査先数] (注 1) (着手ベース)	[延べ数] (注 2) (着手ベース)		(うち 23 年度 着手分)	
第一種金融商品取引業者	150 業者	57	61	285	50	14
登録金融機関		28	28	1,126	31	8
投資運用業者		36	38	315	6	2
投資法人		0	0	53	1	1
信用格付業者		3	3	7	5	2
第二種金融商品取引業者	随時 実施	20	63	1,279	18	3
投資助言・代理業者		40	87	1,051	38	13
適格機関投資家等特例業務届出者		21	29	3,017	14	2
金融商品仲介業者		9	10	743	6	0
自主規制機関	必要に応じて実施	0	0	11	0	0
その他	-	0	0	-	1	1
合計		214	319	7,887	170	46

(注 1) 「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

(注 2) 「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

(注 3) 検査対象業者数は、平成 25 年 3 月末時点のものである。

- (3) 平成 24 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 104 人日、第二種金融商品取引業者 42 人日、投資運用業者 173 人日、投資助言・代理業者 25 人日、登録金融機関 35 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 32 人日、金融商品仲介業者 11 人日、信用格付業者 204 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 13 人日、最多検査投入人員は 736 人日となっている。

## 第 5 投資一任業者に対する集中的な検査

平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知する行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行うほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害していた事例が認められた。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があることが認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、平成 24 年度において、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、投資一任業者に対する集中的な検査を実施した。

その結果、2 業者について法令違反が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告等を行った（本章第 6、第 7 参照）。

（注）このほか、投資一任業者については、集中的な検査の実施前に着手した 2 業者の法令違反が認められたことから、行政処分を求める勧告等を行った。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させている。

証券監視委としては、引き続き、監督部局との連携の下、投資一任業者に対する集中的な検査を継続することとしている。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

## 第 6 検査結果の概要

平成 24 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第 7 で概要を、附属資料 2-4-3 (1)①で詳細を記述する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものについては、本章第 7 で概要を、附属資料 2-4-3 (1)④で詳細を記述する。

## 1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計 81 業者であり、45 業者において問題点が認められた。これら 45 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは 6 業者、投資者保護に関するものは 12 業者、財産・経理等に関するものは 7 業者、その他業務運営に関するものは 33 業者となっている。

### (1) 不公正取引に関するもの

**勧告事案**：検査の結果、法令違反等の問題点が認められ、検査対象先に対し問題点を通知するとともに、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分等を行うよう勧告を行ったもの（以下同じ）。

#### ① 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

（本章第 7-1-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)①（番号 1）参照）

（本章第 7-1-(4) 及び附属資料 2-4-3 (1)①（番号 4）参照）

#### ② 有価証券の売買等につき法人関係情報を提供して勧誘する行為

〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号〕

（本章第 7-1-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)①（番号 1）参照）

（本章第 7-1-(4) 及び附属資料 2-4-3 (1)①（番号 4）参照）

**問題点通知事案**：法令違反等の問題点が認められ、検査対象先に対し問題点を通知したものの（以下同じ）。

#### ① 上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為

〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 20 号〕

当社営業員は、顧客がその保有する A 社上場優先出資証券の終値を吊り上げたいとの意図を有していること知りながら、大引け直前において当該顧客より A 社上場優先出資証券の成行注文を受託していた。

#### ② 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でない認められる状況等

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号〕

当社は、顧客から「自社株式（顧客が代表取締役社長を務める法人の株式）の上場維持を行うため、時価総額を引き上げなくてはならない」旨の意向を聞いていたにもかかわらず、以下のとおり、内部管理態勢が不十分なまま、顧客の買付注文を受注・執行し、その結果、当該自社株式の株価の上昇に影響を与える状況が発生させていた。

○ 当社システムにおいて、当該株式に係る成行多量注文等の警告があったにもかかわらず、売買管理の主管部署である監査部は、営業員や顧客に対するヒアリング等を実施せず、株価上昇に影響を与える買付注文の受託を看過していた。

○ 東証より、当該株式に係る株価操作に関する調査提出依頼があった際、監査部は、対応を資料の提出に留め、当該顧客の過去の売買動向や買付動機について何ら把握を行っておらず、売買審査担当者については、当該依頼があったことすら認識していなかった。

- その後東証より「当該株式の買付けについて、社長自らが買付けを行っている状況であり、これ以上買うのか。」との連絡を受けて初めて、当該顧客に対して取引停止の措置を講じたが、その際にも、監査部は、当該顧客の注文動向等の分析を行っていなかった。

### ③ 公募増資に関連する空売り規制通知の対応が不十分な状況

当社における、公募増資に関連する空売り規制通知（金商業等府令第 123 条第 1 項第 26 号に定める通知をいう。）の対応に係る業務の運営状況を検証したところ、以下のとおり、態勢不十分な状況が認められた。

- 社内通達において、書面等による空売り規制通知が不要となる要件が必ずしも明確に示されておらず、かつ、通達の趣旨が十分に浸透していなかった。
- 内部管理責任者におけるモニタリングは、書面等による空売り規制通知が行われているか否かといった、通知の手法に関する検証が中心で、「顧客に有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ」通知が行われているかどうかといった、通知を行う時点に関する検証が行われていなかったことから、実際にはあらかじめ通知が行われていなかった事例が認められた。

## (2) 投資者保護に関するもの

### 問題点通知事案

#### ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

[金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号]

当社が作成した投資信託の勧誘資料において、直近分配金の変動することなく一年間毎月支払われ、かつ、直近基準価額と将来時点における基準価額が同じであることを前提として算出した分配金年利回りを、かかる前提条件の記載を行わないまま、単に「年利回り」又は「年利」とのみ表示した。

このため、当該勧誘資料は、顧客に対して常に記載された分配金年利回り相当の運用実績を得られるといった誤解を生ぜしめるような表示となっていた。

#### ② 契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況

[金商法第 37 条の 4 第 1 項]

当社は、国債の販売に係る契約締結時交付書面について、事務フロー上、交付時期を国債の発行日としていたことから、契約締結から 1 ヶ月後に交付していた等、交付が遅滞して行われた状況が認められた。

#### ③ 店頭デリバティブ取引に係る中途解約清算金の試算額を説明していない状況

当社は、店頭デリバティブ取引契約にあたり、契約締結前書面や商品説明資料を用いて当該取引の内容やリスクについて説明を行っているが、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-3-3-2-(6)-②において店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項として顧客に説明することとされている「金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額」が当該契約締結前書面等に記載されておらず、かつ、実際の取引時においても顧客に対し説明が行われていなかった。

#### ④ 投資者の保護等に係る内部管理態勢の不備

当社の一括者において、社内で原則禁止とされている特定同意契約（銘柄、売買の別、

数量について同意を得て、価格については、成行注文のほか、当該同意時点の相場を考慮して幅を持たせた範囲内で扱者が発注する契約をいう。)に基づく取引が本部承認を得ることなく行われていた。

このため、当社における内部管理態勢を検証したところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。

- 内部管理責任者は、注文伝票等のチェックで、受発注当日に当該扱者が顧客と接触等した記録等がないにもかかわらず、これを疑問視せず看過していた。
- 顧客よりあっせん和解が申し立てられたが、事実関係の調査や発生原因分析等を行わず、顧客の納得を得ることを優先し和解に応じている。
- また、当該和解を受け、当該扱者に対し懲戒処分を実施しているが、類似案件調査を実施しておらず、再発防止策が策定されていない。
- その結果、同一扱者において、別支店の別顧客に対し、当社に無断で特定同意契約に基づく取引が、再び行われていた。

### ⑤ 顧客に虚偽の表示をする行為

[金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号]

当社は、顧客である金融機関とのオプション取引にあたり、指定時間内に当社が実際に行った日経平均指数先物取引によるヘッジ取引の加重平均価格（以下「VWAP」という。）を基準に当該金融機関が受払いするオプション料を確定することとしていた。

しかしながら、実態は、当社が実際に行ったヘッジ取引の VWAP ではなく、市場全体のヘッジ取引の VWAP について当社の裁量で修正して算出した額を、当該金融機関に提示し取引を行っていた。

### ⑥ 投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況

当社は、投資信託の乗換えに関する重要事項の説明項目のうち、解約する投資信託の概算損益に係る算出方法 A について、審査部から全営業店に対し文書による通知を行っている。

一方で、一部の営業員や営業店においては、個別に審査部に照会を行い、より正確な概算損益の算出方法 B により算出された概算損益を顧客に対し説明を行っていた。審査部においては、算出方法 A と B の算出結果について大きな差は無いと思込み、照会を受けた営業員及び営業店に対し、個別に算出方法 B を承認していた。

今回検査で、算出方法 A と B の概算損益の差額を検証したところ、平均して 2 万円程度、算出方法 A が損失額過少（利益額過大）になることが認められた。

このため、顧客の投資判断において極めて重要な項目である概算損益について、営業員によって異なる概算損益額を説明している状況であった。

## (3) 財産・経理等に関するもの

### 勧告事案

#### ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況

[金商法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 53 条第 2 項]

(本章第 7-1-(5)及び附属資料 2-4-3(1)①(番号 10) 参照)

#### ② 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況

[金商法第 43 条の 3 第 2 項]

(本章第 7-1-(5)及び附属資料 2-4-3(1)①(番号 10) 参照)

### ③ 支払い不能に陥るおそれのある状況

[金商法第 52 条第 1 項第 7 号]

(本章第 7-1-(5) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 10) 参照)

#### 問題点通知事案

##### ① 自己資本規制比率が 120% を下回る状況等

[金商法第 46 条の 6]

以下の各社において、自己資本規制比率の算出誤り等により自己資本規制比率が 120% を下回る状況が認められたとともに、各社いずれもが、当該誤った自己資本規制比率を財務局長へ届け出るとともに、公衆の縦覧に供していた。

- ・ A社は、中長期的な運用目的として匿名組合契約の持分を保有していたが、当該有価証券は固定資産として区分すべき資産であるところ誤って流動資産として区分して自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が 120% を下回る状況となっていた。
- ・ B社は、自己資本規制比率の算出に当たり、保有する外国投資信託の額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じた額を超えていることから、当該外国投資信託に係る市場リスク相当額を加算すべきところ、これを加算していない等、誤った自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が 120% を下回る状況となっていた。
- ・ C社は、取引先リスク相当額の算出に当たり、親会社に対する短期貸付金等に 25% のリスクウェイト（親会社は「適格格付を付与されていないその他の法人等」に該当）を乗ずべきところ、5% のリスクウェイト（「適格格付を付与されていない金融機関等」）を乗じる等、誤った自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が 120% を下回る状況となっていた。
- ・ D社は、自己資本規制比率等の財務改善を企図して、甲社から購入したソフトウェアに係るシステム使用権について、甲社との間で譲渡禁止条項が設けられているにもかかわらず、甲社の同意を得ることなく、乙社に譲渡し数百万円の売上を不適切に計上していた。このため、当該譲渡契約に係る未収入金を控除して自己資本規制比率を算出したところ 120% を下回る状況となっていた。

##### ② 自己資本規制比率の算出誤り等

[金商法第 46 条の 6]

当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、システム使用料を基礎的リスク相当額に参入せず、誤った自己資本規制比率を財務局長へ届け出するなどしていた。

#### (4) その他業務運営に関するもの

#### 勧告事案

##### ① 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX 取引に係る契約を継続する行為

[金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号]

(本章第 7-1-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 2) 参照)

##### ② 業務運営に関し重大な問題が認められる状況

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号及び金商法第 51 条]

(本章第 7-1-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 2) 参照)

**③ 報告徴取命令に対する事実と異なる報告**

[金商法第 52 条第 1 項第 6 号]

(本章第 7-1-(3) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 3) 参照)

**④ 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等**

[金商法第 39 条第 1 項第 3 号及び第 64 条の 5 第 1 項第 2 号]

(本章第 7-1-(3) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 3) 参照)

**⑤ 当局に対する虚偽報告**

[金商法第 52 条第 1 項第 6 号]

(本章第 7-1-(5) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 10) 参照)

**問題点通知事案**

**① 信用取引に係る受入保証金の不適切な取扱い**

[保証金府令第 7 条第 1 項第 3 号]

当社は、信用取引に係る受入保証金について、顧客の建玉の一部決済後の預託率が 30% を超えていないにもかかわらず、顧客の決済損金への充当のため委託保証金（現金）の引出しを認めている事例が認められた。

**② 顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況**

当社において、顧客の投資信託に係る注文を適切に発注する体制が整備されていないため、投資信託の売付発注が遅延し顧客に損失を及ぼしている事例が認められた。

**③ 金融商品仲介補助簿を作成していない状況**

[金商法第 48 条に基づく金商業等府令第 184 条第 1 項第 3 号イ]

当社は、金融商品仲介業務に係る金融商品仲介補助簿を一部作成していなかった。

**④ 登録事項の変更届出が行われていない状況**

[金商法第 33 条の 6 第 1 項]

当社は、使用人（法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者及びその者の権限を代行し得る地位にある者）が変更となったにもかかわらず、当局への変更届出を行っていなかった。

**⑤ 誤った事業報告書が提出されている状況**

[金商法第 48 条の 2 第 1 項]

当社は、登録金融機関業務の状況（店頭デリバティブ取引等の状況や登録金融機関業務に係る受入手数料の状況等）について、一部記載誤りのある事業報告書を当局に提出していた。

**⑥ 個人情報の漏えい、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況**

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 6 号]

当社のほとんど全ての個人データの取扱において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」2-4 においてその整備が求められる台帳を整備していない状況が認められた。

**⑦ 反社会的勢力との取引遮断のための態勢が不十分な状況**

当行は、反社会的勢力との取引遮断に係る態勢整備がなされる以前に投資信託等の口座を開設した者が、当行と金融商品取引の契約を締結する場合の取扱いについて、マニュアル等において何ら定めておらず、当該契約の際に、本店営業部及び各営業店から、反社会的勢力に関する一元管理等を行う担当部署に対し、その該当性に係る情報照会を行う態勢となっていないなど、当行における反社会的勢力との取引遮断のための態勢は実効性が確保されていない状況となっていた。

**⑧ 機微情報に係る管理態勢の不備**

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 7 号]

当社は、顧客等から受け入れた本人確認書類のうち、業務上必要がないにもかかわらず「本籍地」欄を塗りつぶさずに書類を保管している状況が認められた。

**⑨ 「疑わしい取引の届出」の未提出**

[犯収法第 9 条第 1 項]

当社は、登録金融機関業務において、顧客が口座開設後に反社会的勢力に該当すると判明した場合に、当社内で当該情報の共有を図る態勢が構築されていなかったことから、疑わしい取引の届出が提出されていなかった。

**⑩ 証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況**

当社は、顧客から投資信託の定時定額買付の中止依頼を受けていたにもかかわらず、営業員の失念により中止手続きが行われず、投資信託の買付資金が顧客預金口座から引き落とされ、買付が行われた。

その後、顧客より「定時定額買付が中止されていない。」との申出を受け、定時定額買付の中止手続き及び投資信託の解約手続きを行っている。

しかしながら、当該解約について、証券事故としての対応（損害賠償等）をすることなく通常に解約した結果、顧客は買付資金を下回る金額で解約し損失が発生した。

当社においては、証券事故に該当する可能性のある事例が発生した場合の具体的な報告・連絡体制について、社内規程・マニュアル等定めていないなど、証券事故発生時に適切な顧客対応を行うための内部管理態勢が不十分な状況であると認められた。

**⑪ 信用取引に係る保証金の不適切な取扱い**

[保証金府令第 4 条]

当社は、建玉を保有する顧客が追加建てを行った際の保証金必要額の算定にあたり、既存建玉の評価損等を加味しない等、誤った算出を行っていた。その結果、保証金について法令で定める必要額の預託を受けていない状況が認められた。

**⑫ 電子情報処理組織の管理が十分でない状況**

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号]

当社は、外部委託先が開発・改修した FX 等取引システムを、以下のとおり十分なテストを行わないまま受け入れ、その結果、システム障害を多数発生させていた。

- 受入テストを実施する際、一部の項目についてテストを実施していない。
- 受入テストを実施しシステムエラーを確認できる状況にあったが、これを看過している。

### ⑬ 外債募残販売に係る取引の公正性確保のための内部管理態勢の不備

当社は、外債取引において、約定取消の可否に係る基準等の社内ルールが定められておらず、取引が成立した後に顧客から約定取消要請があった際に、その適否について何ら検討せず、安易に応じているなど、顧客による自己責任原則に基づく適正な投資判断を歪めかねない状況が認められた。

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 18 業者であり、9 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 9 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 3 業者、財産・経理等に関するものは 2 業者、その他業務運営に関するものは 7 業者となっている。

### (1) 投資者保護に関するもの

#### 勧告事案

#### ① ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 38 条第 1 号]

(本章第 7-2-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 7) 参照)

#### ② 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

[金商法第 36 条の 3]

(本章第 7-2-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 7) 参照)

#### ③ ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況

[金商法第 52 条第 1 項第 9 号]

(本章第 7-2-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 7) 参照)

#### ④ 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 38 条第 1 号]

(本章第 7-2-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 16) 参照)

#### 問題点通知事案

#### ○ 特定投資家にかかる告知義務違反

[金商法第 34 条]

当社は、特定投資家に該当する外国法人に対し、特定投資家以外の顧客とみなされる旨の申出ができる旨の告知を行っていなかった。

### (2) 財産・経理等に関するもの

#### 問題点通知事案

#### ○ 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

[金商法第 40 条の 3]

当社は、法令に定める分別管理が確保されていない状況（匿名組合に係る出資者からの出資金と営業者固有の財産が同一口座において混同して管理されている状況）であるファンドの持分について私募の取扱いを行っていた。

### (3) その他業務運営に関するもの

#### **問題点通知事案**

##### ① 事実と異なる内容により登録を受けている状況

[金商法第 29 条の 2 第 1 項]

当社は、第二種金融商品取引業に係る登録申請中に法定記載事項である重要な使用人が退職し不在となったにもかかわらず、退職した当該使用人を重要な使用人として記載し、事実と異なる内容により当局の登録を受けていた。

##### ② 業務の内容及び方法に変更があった場合の届出未済

[金商法第 3 1 条第 3 項]

当社は、社内組織を変更していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていなかった。

##### ③ 親法人等に変更があった場合の届出未済

[金商法第 50 条第 1 項第 8 号]

当社は、親法人等が変更していたにもかかわらず、その旨を当局に対し届出を行っていなかった。

##### ④ 本人確認等義務違反

[犯収法第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項]

当社は、顧客の住居にあてて取引関係文書を送付する際、書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していない。また、取引時確認を行った場合における確認記録において、「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」等の記録事項が記載されていなかった。

##### ⑤ 第二種金融商品取引業を遂行する業務執行体制が未構築な状況

当社は、第二種金融商品取引業の登録に際し、執行体制 6 名（人員 16 名）等の業務に係る人的構成及び業務執行体制等を記載した業務方法書を添付し、登録申請を行っていた。

しかしながら、当社における業務執行体制を検証したところ、当社が行うファンドの内容等を理解している常勤役職員は 1 名のみであった（その他、銀行振込等の作業を行うため、ファンドの業務実態を知らないパート職員が 3 名。）。

当該業務管理体制にもかかわらず、当社は、ウェブサイトにおいてファンドの募集勧誘行為を行っていた。

### 3 投資助言・代理業者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 38 業者であり、24 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 24 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 19 業者、財産・経理等に関するものは 2 業者、その他業務運営に関するものは 15 業者となっている。

#### (1) 投資者保護に関するもの

#### **勧告事案**

##### ① 無登録で集団投資スキーム持分に係る募集等の取扱いを行っている状況

[金商法第 29 条]

(本章第7-3-(1)及び附属資料2-4-3(1)①(番号8)参照)  
(本章第7-3-(3)及び附属資料2-4-3(1)①(番号14)参照)

**② 著しく不当な勧誘を行っている状況**

[金商法第52条第1項第9号]

(本章第7-3-(1)及び附属資料2-4-3(1)①(番号8)参照)

**③ 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況**

[金商法第51条]

(本章第7-3-(2)及び附属資料2-4-3(1)①(番号9)参照)

**④ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為**

[金商法第37条第2項]

(本章第7-3-(2)及び附属資料2-4-3(1)①(番号9)参照)

**問題点通知事案**

**① 法定書面に係る不備等**

[金商法第37条の3第1項、第37条の4第1項及び第47条]

当社は、契約締結前書面を電磁的方法により提供する際に、あらかじめ顧客に対し電磁的方法の種類及び内容を示すことなく、かつ、電磁的方法による提供について承諾を得ていなかった。また、更新日までに報酬の支払がなければ自動退会になるにもかかわらず、契約締結時等書面において、更新の場合の報酬は契約更新日から10日以内に支払う等の誤った記載を行っていた。さらには、保存が義務付けられている契約締結時等書面の写しを保存していなかった。

**② 広告記載事項の不備等**

[金商法第37条第1項及び第2項]

当社ホームページにおいて、社員は社長一人であるにもかかわらず顧客ごとに専属アドバイザーがアドバイスをするかのような記載等、事実に反する記載をした。

広告に該当する会員向けメールマガジンにおいて、金商業者の商号、登録番号等の事項について記載していなかった。

**③ 金融商品取引契約の解除時における前払報酬の過少返還**

[金商法第37条の6第4項]

投資顧問契約の解除(クーリングオフ)時において、顧客より受領していた前払報酬から法令上請求できない違約金等を過大に差し引き、前払報酬を過小に返還していた。

**④ 法定書面に係る不備**

[金商法第37条の3第2項に基づく金商業等府令第56条第2項第3号]

当社は、ホームページ掲載を通じて電磁的方法(金商業等府令第56条第1項第1号ニ)により契約締結前交付書面を交付しているが、当該書面内容に変更があった場合には、更新後の前書面のみを閲覧に供し、更新前の前書面はホームページから消去していた。

**⑤ 無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況**

当社は、会員専用のメールマガジン等により、株式個別銘柄等に係る投資判断を配信するなどの方法により投資助言業務を行っていた。

当該投資助言業務の実態は、当社役員の知人（投資助言・代理業の登録を受けていない者）が、当社が事前に助言内容を確認することなく、当社の顧客に対し、当社サーバーを通じて投資判断に基づく助言を直接配信するというものであった。また、当社役員の知人は、かかる投資助言業務の約7割の売上げを受領しており、当社が実質的に投資助言・代理業を登録していない当社役員の知人に対して、投資助言業務を委託していた不適切な状況が認められた。

## ⑥ 特例業務の要件を満たさない不適切な適格機関投資家等特例業務の届出業者を複数形成させていた状況

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行おうとする者との間で、コンサルタント事業に基づく契約を締結し、特例業務に係るアドバイス等を行うとともに、当社が関与する投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）から契約先が組成するファンドに出資を行い、当該有責組合を適格機関投資家とすることで契約先が行う特例業務の法的要件を備えさせることとしている。

当該コンサルタント事業の状況を検証したところ、以下のとおり問題点が認められた。

- 当該有責組合からの出資原資は、契約先からのコンサルタント料を原資としており、その出資は形骸化している。
- 契約先は、当該有責組合からの出資前に、特例業務を行っていることから、当該契約先が組成するファンドは特例業務の法的要件を備えていない。したがって、当社のコンサルタント事業は、当該契約先が無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う等の不適切な状況が発生させていた。

## (2) その他業務運営に関するもの

### 勸告事案

#### ① 顧客からの金銭の預託の受入れ

〔金商法第41条の4（平成19年9月29日以前の行為については、投資顧問業法第19条）〕  
（本章第7-3-（4）及び附属資料2-4-3（1）①（番号17）参照）

#### ② 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

〔金商法第52条第1項第6号及び第198条の6第11号〕  
（本章第7-3-（5）及び附属資料2-4-3（1）①（番号18）参照）

### 問題点通知事案

#### ① 前回検査指摘事項に係る改善策に対する履行が不適切な状況

〔金商法第37条第1項第3号〕

当社は、前回検査において「広告に手数料等を記載していない」との指摘を受け、当局に対し当該指摘事項について改善済みである旨の改善報告書を提出していたが、今回検査において当該改善・対応策の実施状況を検証したところ、前回検査指摘事項について改善されておらず、再度、広告に係る手数料等の記載不備が認められた。

#### ② 業務の方法の変更届出未済等

〔金商法第31条第3項及び第47条の2〕

当社は、報酬体系について、当局に提出していた業務方法書の記載内容と相違していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていない。また、誤った契約件数等を記載した事業報告書を作成し、当局に提出していた。

### ③ 標識の未揭示

[金商法第 36 条の 2]

当社は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならないところ、これを掲示していなかった。

### ④ 説明書類の未縦覧

[金商法第 47 条の 3]

当社は、事業報告書の内容を記載した説明書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないところ、これを備え置いていなかった。

### ⑤ 顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為

[金商法第 41 条の 2 第 5 号]

当社が提供するシステムトレードに基づき取引を行った顧客から、当該取引により損失を被ったとの苦情を受け、会費の返還という名目で、損失の一部について補てんを行った。

## 4 投資運用業者等に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した投資運用業者等は計 7 業者であり、4 業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 4 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 4 業者、その他業務運営に関するものは 1 業者となっている。

### (1) 投資者保護に関するもの

#### 勸告事案

#### ① 投資一任契約に係る善管注意義務違反

[金商法第 42 条第 2 項]

(本章第 7-4-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 5) 参照)

(本章第 7-4-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 6) 参照)

(本章第 7-4-(4) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 12) 参照)

#### ② 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

[金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号]

(本章第 7-4-(3) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 11) 参照)

#### ③ 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

[金商法第 42 条第 1 項]

(本章第 7-2-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 16) 参照)

#### 問題点通知事案

#### ○ 投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況

当社は、投資一任契約を締結した権利者から運用報酬を受領する一方で、運用財産として組み入れたファンドの運用者と助言契約を締結し、運用資産残高に連動した多額の報酬を受領するなど、当社にとって当該ファンドに投資するインセンティブが生じる構造となっていた。

当社におけるこのような業務の運営の状況は、投資判断に不適切な影響を与え、投資一任契約の権利者との間で利益相反が生じる可能性があり、投資者保護上問題がある状況が

認められた。

## (2) 財産・経理等に関するもの

### 勸告事案

#### ○ 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況

[金商法第 52 条第 1 項第 3 号]

(本章第 7-2-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 16) 参照)

## 5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 14 業者であり、14 業者(適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において問題点が認められた。これら 14 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 14 業者、その他業務運営に関するものは 8 業者となっている。

### ○ 投資者保護に関するもの

**公表事案**：適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果、法令違反等の問題点が認められ、行為の重大性・悪質性に鑑み、投資者保護上の観点から、広く周知することが適当であると認められたことから、検査対象先の名称等について公表を行ったもの。

#### ① 集団投資スキーム持分の契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の告知をする行為

[金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号]

(本章第 7-7-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 1) 参照)

(本章第 7-7-(2) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 2) 参照)

(本章第 7-7-(5) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 5) 参照)

○ 当社は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に配付した資料に他社が運営するシステムトレードで出資金の一部を運用する旨を記載し、告知を行っていたが、実際には当該システムトレードで運用を行っていなかった。

#### ② ファンド出資金の流用等

(本章第 7-7-(1) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 1) 参照)

(本章第 7-7-(3) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 3) 参照)

(本章第 7-7-(4) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 4) 参照)

(本章第 7-7-(5) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 5) 参照)

(本章第 7-7-(6) 及び附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 6) 参照)

### 問題点通知事案

#### ○ 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家 1 名及び一般投資家 49 名超を相手方としてファンド持分の取得勧誘を行うなど、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさず、無登録で金融商品取引業(第二種金融商品取引業及び投資運用業)を行っていた。

## 6 金融商品仲介業者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は 6 業者であり、2 業者において問題点が認められた。これら 2 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 1 業者、その他業務運営に関するものは 2 業者となっている。

### ○ 投資者保護に関するもの

#### 勸告事案

##### ○ 無登録で私募投信に係る私募の取扱いを行っている状況

[金商法第 29 条]

(本章第 7-5 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 15) 参照)

## 7 信用格付業者に対する検査

金商法の一部改正に伴い、平成 22 年 4 月に信用格付業者の登録制度が開始され、同年 9 月より 7 社 (5 グループ) が信用格付業に係る登録を受けている。平成 23 年 4 月より、順次、信用格付業者に対する検査を実施し、本年 2 月に全信用格付業者に対する検査を一巡したところである。これらの検査の結果、全 7 業者において問題点が認められた。

(注) なお、平成 23 年度に検査が終了した信用格付業者 2 業者を含め記載を行っている。

#### 勸告事案

##### ① 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が不十分な状況

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ト]

(本章第 7-6 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 13) 参照)

##### ② 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

[金商法第 66 条の 41]

(本章第 7-6 及び附属資料 2-4-3 (1)① (番号 13) 参照)

#### 問題点通知事案

##### ① ローテーション・ルールの整備が不十分な状況

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 2 号ロ]

当社は、信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う際、同一営業日に同一の格付関係者が利害を有する案件について、同一の議決権者が連続して議決している状況が認められた。

##### ② 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置等が不十分な状況

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ニ]

当社においては、経営陣が格付方法 (信用格付の付与に係る方法の概要をいう。以下同じ。)に係る業務執行を専任の担当者に任せきりで牽制態勢を構築していなかったことから、格付方法の改訂の際、具体的な検討を十分に行わないまま承認を行っている事例が認められた。

##### ③ 利益相反回避措置が不十分な状況

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 7 号イ (2)]

当社においては、主任アナリスト等の任命時や格付委員会の出席者の決定時において、当該者に対する格付関係者との利益相反の有無の確認を行っていない状況が認められた。

**④ 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置が不十分な状況**

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 13 号]

当社は、苦情に係る事務フロー等についてのルールを策定していなかったことから、当社に対する苦情について経営陣や当局への報告を行っておらず、また、苦情への対応状況を適切にフォローアップする態勢も整備されていない状況であった。

**⑤ 情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況**

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 12 号]

当社においては、発行体等から受領した重要書類等における具体的な管理方法が社内規程により定められていないため、発行体等から受領したファイル数及び電子媒体の保管枚数等の記録が作成されていない状況が認められた。

**⑥ 関連業務に関する誤認防止措置が不十分な状況**

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 16 号]

当社においては、関連業務として行っている事業法人の私的格付に係る営業活動に利用する資料や契約書等において、「信用格付業に係る行為でない旨の記載」が行われておらず、誤認防止措置が講じられていない状況が認められた。

**⑦ 信用格付業の業務が格付方針等に従って適切に行われていない状況**

[金商法第 66 条の 36 第 2 項]

当社は、信用格付を公表する際、既に廃止した旧版の格付方法を格付付与時に採用した格付方法の名称として公表を行っていた。

また、別件の信用格付を公表する際、格付付与時に採用した英語版の格付方法の名称のみ公表を行っているが、当社ウェブサイトで英語版の格付方法そのものを掲載していなかったため、信用格付の利用者等は格付方法の内容を確認できない状況であった。

## 第 7 証券検査の結果に基づく勧告等

平成 24 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

### 1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

#### (1) SMBC日興証券株式会社

(勧告日：平成 24 年 4 月 13 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 1) 参照】

- 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号及び金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号]

### 【概要】

甲社株式の公募増資に係る法人関係情報を受領した営業本部の役員等が、社内規程手続きを経ずに、また、情報の厳格な管理について明確な指示を行わずに傘下の営業部店長に当該情報を伝達し、その結果、複数の営業部店において、当該情報が公表される以前に当該情報を顧客に提供して有価証券の取得申込みの勧誘を行っていた。その後、当社は一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。

また、乙社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

## (2) F X C M ジャパン証券株式会社

【勧告日：平成 24 年 6 月 19 日】【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 2) 参照】

### ① 業務運営に関し重大な問題が認められる状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号及び金商法第 51 条〕

#### 【概要】

○システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況

当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、F X システムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなす F X システムの基本的な内容すら把握していない状況等が認められた。

○顧客対応が杜撰な状況

当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、顧客対応については、照会・苦情があった顧客についてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例が認められた。

### ② 顧客に必要な証拠金の不足額を預託させることなく、F X 取引に係る契約を継続する行為

〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 28 号〕

#### 【概要】

当社においては、F X 取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が多数認められた。

## (3) 大万証券株式会社

【勧告日：平成 24 年 6 月 22 日】【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 3) 参照】

### ① 報告徴取命令に対する事実と異なる報告

〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕

#### 【概要】

当社は、営業員に法令等に反する行為が認められたとして、当局より報告徴取命令を受け、再発防止のための改善・対応策等を取りまとめた報告書を当局に提出したが、事実と異なる顧客面談件数を記載して報告を行っていた。

### ② 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

〔金商法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号及び第 39 条第 1 項第 3 号〕

#### 【概要】

当社外務員は、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任せられ、信用取引を中心に株式取引を行っていた。

また、当該外務員は、当該顧客に対し、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際に、損失補てん及び品受代金への充当等のための財産上の利益の提供を行っていた。

#### (4) 野村證券株式会社

(勧告日：平成 24 年 7 月 31 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 4) 参照】

- ① 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

##### 【概要】

当社においては、内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は「チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達」、「セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得」及び「機関投資家営業部署内での情報共有」といった状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていなかったなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

- ② 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号〕

##### 【概要】

当社においては、法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していた A 部長は、公募増資案件に係る法人関係情報を入手し、部下とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供して株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行っており、その他複数の同様の事例が認められた。

#### (5) イニシア・スター証券株式会社

(勧告日：平成 24 年 12 月 5 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 10) 参照】

- ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況

〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号及び第 53 条第 2 項〕

##### 【概要】

当社は、検査基準日現在、預金勘定に 214 百万円を計上しているものの、実際は、うち 200 百万円は存在しておらず、真正な預金残高は 14 百万円となっており、当該状況を踏まえた検査基準日現在の当社の純財産額は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに基づく同法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める額（5 千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第 46 条の 6 第 2 項に定める比率を著しく下回っている状況が認められた。

- ② 当局に対する虚偽報告

〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕

##### 【概要】

当社は、関東財務局長からの報告徴求命令に対して、220 百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を関東財務局長に提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。

- ③ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況

〔金商法第 43 条の 3 第 2 項〕

##### 【概要】

当社は、顧客区分管理信託額から顧客預り金相当額を数度に亘り取り崩し、125 百万円を貸付金（又は立替金）や当社の運転資金等に流用していた。

また、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客預り金を確認したところ、116 百万円の信託不足が発生していた。

- ④ 支払い不能に陥るおそれのある状況

[金商法第 52 条第 1 項第 7 号]

【概要】

当社が平成 24 年 12 月 4 日付で作成した資金繰り表によると、同月 3 日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は 16 百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえると、同月 25 日には支払不能の状況になると認められた。

※ 平成 24 年度においては、上記 (1)～(5) の証券検査の結果に基づく行政処分勧告等のほか、犯則事件の調査の結果に基づき、下記の第一種金融商品取引業者に対して行政処分勧告を行った。

○ アイティーエム証券株式会社

(勧告日：平成 24 年 8 月 3 日)【第 7 章第 2 2(1)④及び附属資料 2-4-3 (1)③参照】

## 2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

### (1) サンハーベスト株式会社

(勧告日：平成 24 年 10 月 12 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 7) 参照】

- ① ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為  
[金商法第 38 条第 1 号]

【概要】

当社営業員は、ファンド持分の取得勧誘において、配当等は保証されないものとなっているにもかかわらず、「配当は毎月必ずもらえる。」等、顧客に対し虚偽のことを告げていた。

- ② 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況  
[金商法第 36 条の 3]

【概要】

当社は、自己の名義をもって、株式会社新日本経済投資顧問所属の営業員に、ファンド持分の取得勧誘を継続して行わせていた。

- ③ ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況  
[金商法第 52 条第 1 項第 9 号]

【概要】

当社のファンドの運営状況等について検証したところ、「ファンド出資金の管理が極めて不適切な状況」、「出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況」及び「極めて不適切な配当金の処理状況」が認められた。

### (2) Forex & Mineral Trading 株式会社

(勧告日：平成 24 年 12 月 21 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 16) 参照】

- ① 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為  
[金商法第 38 条第 1 号]

【概要】

当社は、ファンドの取得勧誘に当たり、顧客に対して、当社が石油タンクを所有しており、また、当該ファンドの投資先である米国法人は石油採掘権を所有し、すでに石油採掘事業を開始しているとの説明等を行っているが、実際には、当社が石油タンクを所有した事実や、米国法人が石油採掘権を所有し石油採掘事業を行っている事実は認められなかった。

- ② 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

[金商法第 42 条第 1 項]

**【概要】**

当社は、運用を行っていたファンドについて、権利者から出資を受けた金銭を出金し、当社会長個人の事業費用や当社の給与等の経費の支払いに流用していた。

- ③ 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況

[金商法第 52 条第 1 項第 3 号]

**【概要】**

当社の検査基準日現在の純財産額は、不適切な会計処理等を修正したところ、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロの規定に基づく同法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める金額（5 千万円）に満たない状況となっていた。

### 3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

#### (1) 株式会社新日本経済投資顧問

**【勧告日：平成 24 年 10 月 12 日】【附属資料 2-4-3 (1)①(番号 8) 参照】**

- ① 無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況

[金商法第 29 条]

**【概要】**

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けずに、サンハーベスト株式会社が組成するファンド持分に係る私募の取扱いを行っていた。

- ② 著しく不当な勧誘を行っている状況

[金商法第 52 条第 1 項第 9 号]

**【概要】**

当社営業員は、当該ファンド持分の取得勧誘に際し、サンハーベスト株式会社の社員であることを装ったうえで、元本等は保証されないものとなっているにもかかわらず、「元本が 1 円も目減りすることの無い商品です。」等、顧客に対し虚偽のことを告げており、金融商品取引業に関し、著しく不当な勧誘を行っている状況が認められた。

#### (2) ユーレカプロジェクト合同会社

**【勧告日：平成 24 年 11 月 26 日】【附属資料 2-4-3 (1)①(番号 9) 参照】**

- ① 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

[金商法第 51 条]

**【概要】**

- 無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為

当社は、当社の主催したセミナー等で知りあった複数の者に対して勧誘し、海外に所在する無登録の投資運用業者との間で投資一任契約の締結の媒介を行った。

- 無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為

当社は、無登録の投資助言・代理業者である甲が開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウェアの販売を目的として、甲と総代理店業務委託契約を締結のうえ複数の顧客に対し当該ソフトウェアを勧誘・販売しているが、甲は、顧客サポート等について当社を介さずに顧客に直接行っていることから、実質的に当社は、甲の代理として顧客との投資顧問契約の締結をしている状況が認められた。

- ② 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為

[金商法第 37 条第 2 項]

**【概要】**

当社は、当社ホームページに掲載したソフトウェアの広告において、当該ソフトウェアの利用体験者の実績につき、架空の内容を掲載するなど著しく事実に相違する表示のある広告を行っていた。

**(3) 株式会社企業設計**

**(勧告日：平成 24 年 12 月 14 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 14) 参照】**

- 無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況  
〔金商法第 29 条〕

**【概要】**

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けずに、外国で発行される集団投資スキーム持分について募集又は私募の取扱いを行っていた。

**(4) メジャーインベスト株式会社**

**(勧告日：平成 25 年 3 月 15 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 17) 参照】**

- 顧客からの金銭の預託の受入れ  
〔金商法第 41 条の 4 (平成 19 年 9 月 29 日以前の行為については、投資顧問業法第 19 条)〕

**【概要】**

当社は、当社顧客等から、当社預金口座等への振込送金等の方法により、合計で約 1 億円の金銭の預託の受入れを行った。

**(5) 株式会社 Joule**

**(勧告日：平成 25 年 3 月 15 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 18) 参照】**

- 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反  
〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 198 条の 6 第 11 号〕

**【概要】**

当社は、平成 21 年 11 月に近畿財務局より、業務停止命令及び業務改善命令を受け、当該業務改善命令に基づき再発防止のための改善策を取りまとめた報告書を同局に提出を行っていた。今回検査において、当該行政処分の履行状況について検証を行ったところ、以下の問題が認められた。

- ・業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為と認識しながら複数の顧客と投資顧問契約を締結していた。
- ・検査官に対し、上記違反行為を隠蔽するため、偽造した資料を提出し説明を行った。
- ・当局に提出した改善報告書の内容について虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。

※ 平成 24 年度においては、上記の証券検査の結果に基づく行政処分勧告のほか、国際取引等調査の結果に基づき、下記の投資助言・代理業者に対して行政処分勧告を行った。

○ **ジャパン・アドバイザー合同会社**

**(勧告日：平成 24 年 6 月 29 日)【第 5 章第 2 2④及び附属資料 2-4-3 (1)②参照】**

**4 投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告**

**(1) ユナイテッド投信投資顧問株式会社**

**(勧告日：平成 24 年 10 月 10 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 5) 参照】**

- ① 投資一任契約に係る善管注意義務違反  
〔金商法第 42 条第 2 項〕

【概要】

- 投資事業有限責任組合に対する出資前の調査等が不適切な状況  
当社が投資事業有限責任組合への出資前に行った調査については、当該組合の運営者が適切かどうかにつき十分な調査を実施していないほか、当該組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分な状況等が認められた。
- 投資事業有限責任組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況  
当社は、投資事業有限責任組合への出資後の当該組合に対するモニタリングにおいて、当該組合において、上場予定が白紙となった投資先未公開企業について、合理的な理由なく追加投資を行うなど適切な措置を講じておらず、適正にモニタリング等を行っていない状況が認められた。

(2) 株式会社スタッツインベストメントマネジメント

(勧告日：平成 24 年 10 月 10 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 6) 参照】

- ① 投資一任契約に係る善管注意義務違反  
〔金商法第 42 条第 2 項〕

【概要】

- 投資事業有限責任組合に対する出資前の調査等が不適切な状況  
当社が投資事業有限責任組合への出資前に行った調査については、未公開株を投資対象とする当該組合の収益状況について何ら具体的に調査を行っていない等、不適切な状況が認められた。
- 投資事業有限責任組合に対する出資後のモニタリングが不適切な状況  
当社は、投資事業有限責任組合への出資後の当該組合に対するモニタリングにおいて、当該組合に係る事業年度の始期及び終期に変更があったこと等について把握しておらず、適正にモニタリングを行っていない状況が認められた。

(3) ビバーチェ・キャピタル・マネジメント株式会社

(勧告日：平成 24 年 12 月 7 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 11) 参照】

- 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等  
〔金商法第 38 条第 7 号の規定に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕

【概要】

当社は、投資一任契約の締結に係る運用商品の顧客勧誘資料において、既存顧客の運用実績を記載しているが、実績値をそのままではなく加工して表示を行う等、不適切な勧誘資料を顧客に配付していた。

(4) 新生インベストメント・マネジメント株式会社

(勧告日：平成 24 年 12 月 7 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 12) 参照】

- 投資一任契約に係る善管注意義務違反  
〔金商法第 42 条第 2 項〕

【概要】

当社は、投資一任契約に基づき、優先出資証券等を買付けているが、市場性があり、価格情報が容易に入手できる当該投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況が認められた。

## 5 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

### ○ FPL アセットマネジメント株式会社

(勧告日：平成 24 年 12 月 14 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 15) 参照】

- 無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況

[金商法第 29 条]

#### 【概要】

当社は、顧客に対し、所属金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者が取り扱う私募投資信託について取得勧誘を行っていた。

## 6 信用格付業者に対する検査結果に基づく勧告

### ○ スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

(勧告日：平成 24 年 12 月 11 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 13) 参照】

- ① 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況

[金商法第 66 条の 33 第 1 項に基づく金商業等府令第 306 条第 1 項第 6 号ト]

#### 【概要】

当社は、信用格付の付与を行った証券化商品に係る信用格付モニタリングを行う際、信用格付付与に重大な影響を及ぼす情報について適切に把握を行っていなかったため、長期間、正確でない信用格付を付与し続ける事例を発生させ、かつ、当該問題事例発生後に十分な再発防止策を策定しなかったなど不適切な状況が認められた。

- ② 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

[金商法第 66 条の 41]

#### 【概要】

当社においては、社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等（以下「誤公表等」という。）しているなど極めて不適切な状況が認められた。また、誤公表等の発生時における報告態勢等について定められていないことから、コンプライアンス部等に報告がなされず、適切な再発防止策が策定されていない状況が認められた。

## 7 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果等の公表

### (1) 株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング

(公表日：平成 24 年 10 月 16 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 1) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号]

#### 【概要】

当社において、金融商品取引契約の勧誘に際し使用した投資事業有限責任組合の運用状況に関する報告書に、投資先未公開企業の上場見込みについて、まだ確定していないにもかかわらず、あたかも上場予定が確定しているかのような趣旨を記載する等、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。

- ② 甲号組合及び乙号組合以外の投資事業有限責任組合における投資者保護上極めて不適切な状況（組合運営における目的外資金流用等）

#### 【概要】

当社は、海外投資家である顧客との間で締結した投資事業有限責任組合契約において、

当該組合の目的には個人に対する貸付は含まれていないにもかかわらず、知人の個人に対し分配金原資を含む貸付けを無担保で実行した。

## (2) 株式会社ナレッジキャピタル

(公表日：平成 24 年 10 月 16 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 2) 参照】

- 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為  
〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

### 【概要】

当社において、以下のとおり、虚偽の記載を行った提案資料を顧客に交付する等、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。

- ・投資事業有限責任組合の運営者となる当社の業務内容として、当社が実施する予定のない業務を記載していた。
- ・当社の上場実績として、当社の設立以前に上場した銘柄等、当社が関与していない 6 銘柄を記載していた。

## (3) J P アトラス株式会社

(公表日：平成 24 年 12 月 12 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 3) 参照】

- ファンド出資金の流用

### 【概要】

当社は、匿名組合に係る出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、自社の社員の給与等の経費に流用していた。

## (4) 株式会社スタンダードソサイエティ

(公表日：平成 24 年 12 月 12 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 4) 参照】

- ファンド出資金の流用

### 【概要】

当社は、匿名組合に係る出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、自社の社員の給与等の経費に流用していた。

## (5) ベルプライムインベストメント株式会社

(公表日：平成 25 年 2 月 7 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 5) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知  
〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

### 【概要】

当社は、ファンドの勧誘資料等において、自動売買システムで F X 運用を行う、顧客からの出資金を適切に区分管理する等の記載を行い、顧客に対し出資勧誘を行っていたが、実態は、運用に際し当該システムは使用されておらず、かつ、適切に区分管理も行われていなかった。

- ② ファンド出資金に係る事業目的に反した金銭の貸付行為による一部流用

### 【概要】

当社は、ファンドに係る匿名組合契約において、事業目的を「外国為替証拠金取引によ

る自己運用」としているが、甲社に対し金銭消費貸借契約に基づく金銭貸付けを実行し、事業目的に反し、ファンド出資金の一部流用を行っていた。

## (6) ワイズキャピタル合同会社等7合同会社

(公表日：平成25年3月1日)【附属資料2-4-3(1)④(番号6)参照】

- 自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することでその役割を担っていた行為等

### 【概要】

ワイズキャピタル合同会社、MJインベストメント合同会社、MAIDO投資事業組合合同会社、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金は、それぞれが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為を第二種金融商品取引業の登録を受けていない者に行わせていた。また、当該無登録業者は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる用途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のない当該無登録業者の経費に用いて流用していた。

こうした行為に関し、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金は、出資金の管理・運用の実態を把握しておらず、ワイズキャピタル合同会社、MJインベストメント合同会社及びMAIDO投資事業組合合同会社は、当該無登録業者が行う出資金の流用を黙認することで、その役割の一端を担っていた。

## 第8 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者(以下「無登録業者等」という。)については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第192条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て(以下「192条申立て」という。)及びそのための同法第187条に基づく調査(以下「187条調査」という。)の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである(附属資料2-5-3参照)。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し3億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成23年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化

- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（1年以下の懲役、100万円以下の罰金）
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ  
3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正
- ・無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）  
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成24年度からは、192条申立てを行わない場合においても、187条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成24年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

## (1) 裁判所への禁止命令等の申立て

### ○ F-SEED株式会社

（申立日：平成25年3月22日）【附属資料2-5(2)6. 参照】

#### 【概要】

**F-SEED株式会社**（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「F社」という。）は、F社が組成する匿名組合の運營業務を統括管理するF社使用人A（以下、F社と併せて「F社ら」という。）の指示の下、多数の投資者に対し、F社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘していたが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット等により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、事実と著しく相違するものであった。

また、F社らは、出資金を毀損させており、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がない状況にあり、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高いことが認められた。

このため、平成25年3月22日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、F社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、名古屋地方裁判所は、平成25年4月11日、F社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

## (2) 調査結果の公表

### ○ MJホールディングス株式会社

（公表日：平成25年3月1日）【附属資料2-4-3(1)④（番号6）参照】

#### 【概要】

**MJホールディングス株式会社**（以下「M社」という。）は、金融商品取引業の登録を受けずに、ワイズキャピタル合同会社、MJインベストメント合同会社、MAIDO投資事業組合合同会社、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金がそれぞれ営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為を行っていた。また、M社は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる用途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のないM社の経費に用いて流用していた。

これらの行為は金商法違反行為及び投資者保護上問題のある行為であり、行為の重大性・

悪質性に鑑み、広く周知することが適当であることから、公表を行った。

## 第9 今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、A I J 問題や公募増資に関連したインサイダー取引において明らかになった法人関係情報の管理態勢に係る問題など最近相次いで明らかになった重大な問題を踏まえ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という課題に対応していく必要がある。

証券監視委としては、平成 25 年 4 月 16 日に公表した平成 25 年度証券検査基本方針（次頁以下参照）において以下のような施策を掲げている。監督部局との間で、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図り、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図り、市場仲介機能が適切に発揮されるように努める。

- (1) 検査実施の優先度の判断を適切に行うため、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。
- (2) 投資一任業者については、平成 25 年度においても引き続き集中的な検査を行い、その実施に当たっては、年金運用ホットラインでの取組み（専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検証の着眼点の明確化に活用）を強化していく。
- (3) 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図りつつ、常日頃からグループ全体の状況を把握し、内部管理態勢等の検証を行っていく。
- (4) 中小の金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘があることを踏まえ、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施するなど、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させるよう努めていく。
- (5) ファンド業者や無登録業者については、金商法違反行為等に対して、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行っていく。

## 平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

### 第 1 証券検査基本方針

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

##### (2) 検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

##### (3) 証券検査を巡る現下の課題

最近においては、A I J 問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。

これらの事案は、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題である。

証券検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、金融商品取引業者等に対して、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるようあらためて促すことにより、投資者の信認の回復に努めなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

#### (4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、昨年度に引き続き、金融庁による一斉調査の内容等も踏まえ、集中的な検査を行う。

また、特に中小の金融商品取引業者については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘を踏まえ、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させる必要がある。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

## 2. 検査実施方針

### (1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

#### ① 業態その他の特性に着目した検証

##### イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、本年4月1日からの改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資家から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

#### ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題も踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

#### ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

#### ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果

たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

#### ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

特に、平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行っていたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事案が認められたことから、投資一任業者に対しては、金融庁による投資一任業者への一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、平成 24 年度から集中的な検査を実施しているところである。

集中的な検査の実施に当たっては、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）の設置と年金運用の専門家の配置により、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化している。

専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析は、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点の明確化に有効であることから、効率的・効果的な検査の実施のため、この取組みを強化していくこととする。

#### へ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

#### ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性及び分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪

質な事例が引き続き認められている。証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

#### チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

#### リ. 自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCO などが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

#### ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

### ② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

#### イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

#### ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます

高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やFX取引への参加が定着するとともに、私設取引システム（PTS）の取扱高が増大しているなど、金融取引においてITシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

#### ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

### (2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施

#### ① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方にに基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

#### イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

投資一任業者については、上記（1）①ホ. の通り、引き続き集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から

寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

#### ロ. 随時検査を行う対象

上記イ. 以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

これらの業者については、新たに、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

#### ハ. 無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成 23 年の金商法改正により同年 11 月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

### ② 実効性のある検査の実施

#### イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

#### ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

#### ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

### ③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対

する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

#### ④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

#### ⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 25 年 4 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

## 第 2 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

### 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施

無登録業者	必要に応じて実施
-------	----------

(注) 上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

## 第4章 取引調査

### 第1 概説

#### 1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

#### 【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料2-4-4参照）。

#### 2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

#### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第65号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

(注1) 金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

(注2) 平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為の終了後1月以内の売付け等(買付け等)の価額と、違反行為直前の価格に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額。

(2) 仮装・馴合売買(金商法第174条)

課徴金額：違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額：違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(注1) 平成20年12月12日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後1月以内の反対売買による損益の合計額。

(注2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成18年7月4日以後に開始する違反行為について適用。

(4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)

課徴金額：違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

(5) 内部者取引(金商法第175条)

課徴金額：違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(注) 平成20年12月12日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等。

(注1) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2) 上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

#### 4 平成24年度における活動状況

平成24年度においては、不公正取引に対し、25件(納付命令対象者数)、金額で5,457万円の課徴金納付命令勧告を行った(第5章に係るものを除く。以下第4章第2において同じ。)

## 第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

(1) 平成24年度の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告25件の違反行為別の内訳は、内部者取引に係る勧告事案が13件、相場操縦に係る勧告事案が12件である。相場操縦に係る勧告は、平成23年度の3件から大幅に増加した。また、課徴金額の最高額は1,132万円、最低額は5万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引事案については、合計133件（個人127件、法人6件）、2億8,743万円の勧告を、相場操縦事案については、合計27件（いずれも個人）、7,522万円の勧告を行ったこととなる。

平成24年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、株式会社ジアース役員及び社員による内部者取引事案は、内部管理態勢の構築を積極的に推進すべき立場にある役員及び会社の重要な情報に接する立場にある社員が、職務に関し知った情報を基に内部者取引を行った事案である（後記2(1)⑥参照）。また、平成24年度における相場操縦に係る勧告事案のうち、岐阜銀行株式に係る相場操縦事案は、権利の移転を目的としない仮装の売買を行ったとして勧告を行った初めての事案である（後記2(2)⑥参照）。

(2) 内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、第一次情報受領者による内部者取引の占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となっているケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、昨年度に引き続き、業務提携、業績予想等の修正、バスケット条項の適用及び公開買付けがあり、新たな事業の開始について初めて勧告が行われるなど、重要事実は多岐にわたるものとなっている。

対象者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社関係者	2	5
発行人役員等	1	4
契約締結者等	1	1
公開買付者等関係者	1	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	1	0
第一次情報受領者	11	8
会社の重要事実	5	3
公開買付け事実	6	5
年度別勧告件数	14	13

重要事実別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
新株等発行	2	0
剰余金の配当	1	0
業務提携・解消	2	3
子会社の異動を伴う株式譲渡等	0	1
新たな事業の開始	0	1
損害の発生	1	0
業績予想等の修正	2	3
バスケット条項	1	3
子会社に関する事実	2	0
公開買付け	7	5
年度別勧告件数	14	13

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社重要事実の伝達	5	3
発行人役員等	2	2
契約締結者等	3	1
公開買付け事実の伝達	6	5
買付者役員等	2	1
買付者との契約締結者等	4	4
うち 買付対象者役員等	3	2

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者数を計上。

(※3) 重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。

(※4) 公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

## 2 勧告事案の概要

平成 24 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

### (1) 内部者取引に対する勧告

#### ① 株式会社ゲオ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 4 月 17 日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ゲオの役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年 2 月 10 日より前の同月 9 日、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計 60 株を買付価額合計 257 万 9,050 円で買い付けた。

【課徴金額】 100 万円

##### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 4 月 17 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 5 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ② 株式会社エフティコミュニケーションズとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 4 月 27 日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関し、エフティコミュニケーションズの業務執行を決定する機関が、新たな事業として LED 照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 1 月 24 日より前の同月 11 日から同月 13 日までの間に、自己の計算において、エフティコミュニケーションズの株式合計 40 株を買付価額合計 130 万 450 円で買い付けた。

【課徴金額】 103 万円

##### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 4 月 27 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 5 月 22 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ③ NOK株式会社社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 6 月 1 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、NOK株式会社（以下「NOK」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の平成 23 年 3 月期の連結当期純利益について、平成 22 年 5 月 13 日に公表された直近の予想値 148 億円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、新たに算出した予想値が 217 億円として公表された同年 7 月 30 日午後 3 時より以前の同月 21 日午前 9 時頃から同月 30 日午後 3 時までの間に、自己の計算において、NOKの株式合計 5 万 4,000 株を買付価額合計 7,759 万 5,000 円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が 217 億円として公表された平成 22 年 7 月 30 日午後 3 時より以前の同月 21 日午前 9 時 2 分頃から同月 29 日午後 1 時 23 分頃までの間に、自己の計算において、NOKの株式合計 900 株を買付価額合計 130 万 6,900 円で買い付けた。

#### 【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 426 万円  
課徴金納付命令対象者② 5 万円

#### 【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）  
審判手続開始決定日 平成 24 年 6 月 1 日  
課徴金納付命令日 平成 24 年 6 月 22 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

### ④ 株式会社バンテック社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 6 月 15 日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、株式会社バンテック（以下「バンテック」という。）の社員 A から、同社の役員 B が、同社と株式会社日立物流（以下「日立物流」という。）との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締

結の交渉に関し知り、その後、社員Aがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年3月10日より前の同年2月17日から同月22日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万1,200円で買い付けた。

2. 課徴金納付命令対象者②は、バンテックの社員Aから、同社の役員Bが、同社と日立物流との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Aがその職務に関し知った、本件公開買付け事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年3月10日より前の同年2月17日から同月21日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万4,000円で買い付けた。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 112万円

課徴金納付命令対象者② 112万円

**【勧告後の経緯】**

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）

審判手続開始決定日 平成24年6月15日

課徴金納付命令日 平成24年7月10日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑤ 株式会社ネクスト社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成24年7月6日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社ネクスト（以下「ネクスト」という。）の社員であったが、その職務に関し、①同社の平成24年3月期の連結売上高、連結経常利益及び連結当期純利益について、平成23年5月12日に公表がされた、連結売上高117億3,900万円、連結経常利益14億2,100万円、連結当期純利益7億7,300万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実、②同社の同期の剰余金の配当について、平成23年8月19日に公表がされた直近の予想値6円20銭に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実をいづれも知りながら、新たに算出した予想値が連結売上高98億9,900万円、連結経常利益5億9,100万円、連結当期純利益2億3,300万円、剰余金の配当1円90銭として公表がされた平成23年11月9日午後3時15分頃より前の同日午前9時頃から午前9時1分頃までの間、自己の計算において、ネクストの株式合計4,300株を売付価額合計148万3,500円で売り付けた。

**【課徴金額】** 24万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成 24 年 7 月 6 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 8 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ 株式会社ジアース役員及び社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成 24 年 8 月 3 日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. 課徴金納付命令対象者①は、株式会社ジアース（以下「ジアース」という。）の役員であったが、その職務に関し、

(イ) ジアースの業務執行を決定する機関が、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者（以下「グーグル」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成 22 年 8 月 12 日より前の同年 7 月 28 日、自己の計算において、ジアースの株式合計 183 株を買付価額合計 238 万 9,480 円で買い付け、

(ロ) ジアースにおいて、グーグルから、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 1 月 27 日午後 10 時頃より前の同日午前 9 時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計 183 株を売付価額合計 106 万 5,060 円で売り付けた。

2. 課徴金納付命令対象者②は、ジアースの社員であったが、その職務に関し、

(イ) ジアースの業務執行を決定する機関が、株式会社リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成 22 年 11 月 1 日より前の同年 10 月 27 日、自己の計算において、ジアースの株式合計 50 株を買付価額合計 22 万 250 円で買い付け、

(ロ) 本件重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 1 月 27 日午後 10 時頃より前の同日午前 9 時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計 50 株を売付価額合計 29 万 1,000 円で売り付けた。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 134 万円

課徴金納付命令対象者② 22 万円

**【勧告後の経緯】**

(課徴金納付命令対象者①、②とも同日)

審判手続開始決定日 平成 24 年 8 月 3 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 9 月 13 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦ 株式会社バンテック社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 10 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社バンテック（以下「バンテック」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、バンテックの業務執行を決定する機関が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、バンテックを株式会社日立物流の完全子会社とする決定をした旨の、バンテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 12 月 15 日より前の同年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式合計 65 株を買付価額合計 923 万円で買い付けた。

【課徴金額】 585 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 10 月 30 日  
課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

⑧ 公開買付者との契約締結者からの情報受領者によるサイレックス・テクノロジー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 11 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、サイレックス・テクノロジー株式会社（以下「サイレックス」という。）の株主であつた者から、同人が、同人と村田機械株式会社（以下「村田機械」という。）との間の公開買付応募契約の締結に関し知った、村田機械の業務執行を決定する機関が、サイレックス株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 8 月 11 日より前の同月 9 日、自己の計算において、サイレックスの株式合計 25 株を買付価額合計 82 万 7,700 円で買い付けた。

【課徴金額】 61 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 16 日  
課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 5 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判廷における審理は行わなかつた。

⑨ 株式会社ニッセンホールディングスとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 11 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ニッセンホールディングス（以下「ニッセン」という。）と、シャディ株式会社（以下「シャディ」という。）の発行済普通株式全部の譲渡を含む資本業務提携に関する基本合意書の締結の交渉をしていたユーシーシーホールディングス株式会社（以下「UCC」という。）の役員から、同人が同合意書の締結の交渉に関し知った、ニッセンの業務執行を決定する機関が、UCCと業務上の提携を行うこと及びUCCからシャディの発行済株式の全部を譲り受けて同社を子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 2 月 20 日より前の平成 24 年 2 月 10 日、自己の計算において、ニッセンの株式 5,000 株を買付価額 181 万円で買い付けた。

【課徴金額】 24 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 30 日  
課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩ 株式会社サンケイビルの第三者委員会関係者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 1 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フジ・メディア・サービス（以下「フジ・メディア」という。）が株式会社サンケイビル（以下「サンケイビル」という。）の株式の公開買付けを行うにあたって、サンケイビルが同社内に設置した第三者委員会の関係者から、サンケイビルの役員が、フジ・メディアとの間の公開買付け実施後の経営体制等についての合意に関する契約の締結の交渉に関し知り、その後、当該関係者がその職務に関し知った、フジ・メディアの業務執行を決定する機関がサンケイビルの株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年 1 月 20 日より前の同月 11 日及び同月 13 日、自己の計算において、サンケイビルの株式合計 6,000 株を買付価額合計 178 万 8,200 円で買い付けた。

【課徴金額】 263 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 1 月 25 日  
課徴金納付命令日 平成 25 年 2 月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## (2) 相場操縦に対する勧告

### ① 出光興産株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年6月15日

#### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、出光興産株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成23年2月2日午前10時10分頃から同年2月18日午後2時58分頃までの間、9取引日にわたり、売り最良気配値より上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計30万1,900株発注したり、買い最良気配値より下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計31万600株発注するとともに、合計28万4,000株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12回にわたり、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

(単位：株)

番号	行為期間 (平成23年)	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額
		売付	買付	売付	買付		
1	2月2日10時10分29秒 ～2月3日10時32分41秒	59,400	53,300	26,900	26,900	244,980,000円－244,656,000円 ＝324,000円	32万円
2	2月3日12時57分18秒 ～2月3日14時39分44秒	30,000	30,300	11,800	11,800	106,152,000円－105,964,000円 ＝188,000円	18万円
3	2月3日14時47分07秒 ～2月3日14時56分05秒	7,500	7,500	1,500	1,500	13,470,000円－13,455,000円 ＝15,000円	1万円
4	2月4日10時38分55秒 ～2月7日09時30分10秒	40,200	62,500	33,500	33,500	295,992,000円－295,701,000円 ＝291,000円	29万円
5	2月7日13時49分57秒 ～2月7日14時46分16秒	15,100	12,500	5,500	5,500	48,510,000円－48,402,000円 ＝108,000円	10万円
6	2月7日14時46分31秒 ～2月7日14時56分28秒	7,500	5,500	1,800	1,800	15,858,000円－15,840,000円 ＝18,000円	1万円
7	2月8日14時17分00秒 ～2月8日14時32分08秒	6,000	6,000	1,500	1,500	13,312,000円－13,290,000円 ＝22,000円	2万円
8	2月8日14時32分22秒 ～2月8日14時43分37秒	4,000	4,000	1,500	1,500	13,320,000円－13,305,000円 ＝15,000円	1万円
9	2月9日14時27分12秒 ～2月9日14時36分36秒	6,000	5,000	700	700	6,174,000円－6,160,000円 ＝14,000円	1万円
10	2月15日12時50分51秒 ～2月15日14時58分30秒	37,600	39,500	14,300	14,300	132,184,000円－132,010,000円 ＝174,000円	17万円
11	2月17日09時23分28秒 ～2月17日14時53分36秒	58,600	59,500	33,400	33,400	319,387,000円－318,984,000円 ＝403,000円	40万円
12	2月18日14時07分47秒 ～2月18日14時58分10秒	30,000	25,000	9,600	9,600	93,574,000円－93,425,000円 ＝149,000円	14万円
合計		301,900	310,600	142,000	142,000		166万円

※約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】 166 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 6 月 15 日  
課徴金納付命令日 平成 24 年 7 月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② ジェイプロジェクト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 7 月 6 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジェイプロジェクトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 12 月 15 日午前 10 時 15 分頃から同月 17 日午後 2 時 34 分頃までの間、3 取引日にわたり、成行、あるいは高指値で買い注文を発注して高値で約定させたり、成行、あるいは高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 51 株の買付け及び同株式合計 18 株の売付けを行い、同株式の株価を 6 万 2,500 円から 6 万 8,700 円まで引き上げるなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 52 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 7 月 6 日  
課徴金納付命令日 平成 24 年 8 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ J. フロントリテイリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 8 月 31 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、J. フロントリテイリング株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成 22 年 8 月 2 日午前 9 時 27 分頃から同月 13 日午後 2 時 53 分頃までの間、9 取引日にわたり、売り最良気配値以上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計 789 万 4,000 株発注したり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計 968 万株発注するとともに、合計 343 万 8,000 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12 回にわたり、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

(単位：株)

番号	行為期間 (平成22年)	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額
		売付	買付	売付	買付		
1	8月2日09時27分 ～8月2日10時44分	194,000	343,000	41,000	41,000	16,342,000円－16,277,000円 ＝65,000円	6万円
2	8月2日12時17分 ～8月2日14時54分	688,000	616,000	144,000	144,000	56,294,000円－56,199,000円 ＝95,000円	9万円
3	8月3日09時27分 ～8月3日14時34分	1,068,000	1,147,000	201,000	201,000	78,597,000円－78,513,000円 ＝84,000円	8万円
4	8月4日09時08分 ～8月4日10時54分	518,000	843,000	114,000	114,000	44,117,000円－44,035,000円 ＝82,000円	8万円
5	8月4日12時29分 ～8月4日14時50分	874,000	1,010,000	153,000	153,000	59,491,000円－59,363,000円 ＝128,000円	12万円
6	8月5日09時13分 ～8月5日14時57分	652,000	1,108,000	218,000	218,000	86,914,000円－86,680,000円 ＝234,000円	23万円
7	8月6日09時24分 ～8月6日13時37分	452,000	350,000	53,000	53,000	20,851,000円－20,819,000円 ＝32,000円	3万円
8	8月9日09時23分 ～8月9日13時43分	962,000	1,312,000	200,000	200,000	78,298,000円－78,123,000円 ＝175,000円	17万円
9	8月10日09時35分 ～8月10日12時05分	185,000	261,000	44,000	44,000	17,600,000円－17,556,000円 ＝44,000円	4万円
10	8月10日12時14分 ～8月10日15時00分	1,065,000	1,256,000	204,000	204,000	81,043,000円－80,913,000円 ＝130,000円	13万円
11	8月11日09時32分 ～8月11日10時48分	375,000	561,000	116,000	116,000	44,999,000円－44,902,000円 ＝97,000円	9万円
12	8月13日12時27分 ～8月13日14時53分	861,000	873,000	231,000	231,000	88,295,000円－88,064,000円 ＝231,000円	23万円
合計		7,894,000	9,680,000	1,719,000	1,719,000		135万円

※約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】 135万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年8月31日

課徴金納付命令日 平成24年10月3日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 黒崎播磨株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年9月28日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、黒崎播磨株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成23年7月22日午前9時1分頃から同月25日午後3時頃までの2取引日及び同月29日午前9時1分頃から同年8月4日午後3時頃までの5取引日にわ

たり、同時期に売り注文と買い注文を同値で発注して対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 1,029 万 5,000 株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるなどし、もって、自己及び同族会社の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 1,132 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 9 月 28 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 11 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ アイティメディア株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 10 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年 2 月 18 日午前 9 時 12 分頃から同年 3 月 5 日午後 2 時 42 分頃までの間、12 取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者②又は課徴金納付命令対象者③の買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計 260 株を買い付ける一方、同株式合計 243 株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。
2. 課徴金納付命令対象者②は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年 2 月 18 日午前 9 時 14 分頃から同年 3 月 5 日午後 2 時 3 分頃までの間、9 取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者①の買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計 99 株を買い付ける一方、同株式合計 64 株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。
3. 課徴金納付命令対象者③は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年 2 月 18 日午前 9 時 12 分頃から同年 3 月 5 日午後 1 時 30 分頃までの間、5 取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者①の買い注文とを対当させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計 20 株を買い付ける一方、同株式合計 10

株を売り付けるなどし、  
もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき  
一連の売買をした。

**【課徴金額】**

課徴金納付命令対象者① 69万円  
課徴金納付命令対象者② 65万円  
課徴金納付命令対象者③ 42万円

**【勧告後の経緯】**

(課徴金納付命令対象者①、②、③とも同日)  
審判手続開始決定日 平成24年10月12日  
課徴金納付命令日 平成24年11月21日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出  
があったため、審判廷における審理は行わなかった。

**⑥ 岐阜銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成24年11月16日

**【勧告の対象となった違反事実】**

課徴金納付命令対象者は、株式会社岐阜銀行の株式につき、投資家にその売買が繁盛  
に行われていると誤解させる目的で、平成22年9月29日午後3時30分頃から同年12  
月16日午後0時30分頃までの間、36回にわたり、自己の注文同士で、同株式合計123  
万8,000株につき、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、もって、自己の計算に  
おいて、同株式の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転  
を目的としない仮装の同株式の売買をした。

**【課徴金額】** 153万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成24年11月16日  
課徴金納付命令日 平成25年4月16日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、違反事実に掲げる本件株  
式の売買（以下「本件取引」という。）を行うに当たり、本件株式の売買が繁盛に行わ  
れていると他人に誤解させる等その取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的が  
なかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人が本件取引を行うに当た  
り、上記目的があったと認められるとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、同人は、平成25年5月15日に東京地方裁判所に取消訴訟を提  
起している。

## ⑦ ヴィンキュラムジャパン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 11 月 30 日

### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ヴィンキュラムジャパン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年 4 月 12 日午前 9 時 16 分頃から同日午後 2 時 29 分頃までの間、直前約定値より高値で自己の売り注文と買い注文を発注して対当させたり、成行買い注文を連続して発注し高値で約定させるなどして株価を制限値幅の上限値まで引き上げた上、買い特別気配を表示させながら同値に約定させる意思のない大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 127 株を買い付ける一方、同株式 100 株を売り付けるとともに、同株式 200 株の買付けの委託を行うなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 442 万円

### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 30 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

## ⑧ プラコー株式ほか 2 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 12 月 21 日

### 【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び親族の計算において、

(イ) 株式会社プラコーの株式につき、下表記載のとおり、平成 23 年 5 月 12 日午前 9 時 2 分頃から同日午前 10 時 38 分頃までの間、5 期間にわたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 33 万 2,000 株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計 34 万 3,000 株の買付けの委託を行うなどし、

(ロ) 株式会社ジーエヌアイグループの株式につき、下表記載のとおり、同年 11 月 10 日午後 1 時 51 分頃から同日午後 2 時 11 分頃までの間、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 11 万 5,000 株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計 10 万 1,000 株の買付けの委託を行うなどし、

(ハ) 株式会社ファンドクリエーショングループの株式につき、下表記載のとおり、同月 28 日午前 9 時 40 分頃から同日午後 0 時 56 分頃までの間、3 期間にわたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最

良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 13 万株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計 4 万 900 株の買付けの委託を行うなどし、もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

(単位:株)

番号	銘柄	行為期間 (平成23年)	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算 (売付価額－買付価額)	課徴金の額
			売付	買付	売付	買付		
1	ブラコー	5月12日09時02分 ～5月12日09時04分	0	84,000	85,000	85,000	2,720,000円－2,635,000円 ＝85,000円	8万円
2	ブラコー	5月12日09時12分 ～5月12日09時14分	0	40,000	57,000	57,000	1,975,000円－1,827,000円 ＝148,000円	14万円
3	ブラコー	5月12日09時38分 ～5月12日09時41分	0	47,000	42,000	42,000	1,596,000円－1,519,000円 ＝77,000円	7万円
4	ブラコー	5月12日10時05分 ～5月12日10時11分	0	94,000	78,000	78,000	2,886,000円－2,815,000円 ＝71,000円	7万円
5	ブラコー	5月12日10時36分 ～5月12日10時38分	0	78,000	70,000	70,000	2,660,000円－2,597,000円 ＝63,000円	6万円
小計			0	343,000	332,000	332,000		42万円
1	ジーエヌアイグループ	11月10日13時51分 ～11月10日14時11分	0	101,000	115,000	115,000	9,745,000円－9,491,000円 ＝254,000円	25万円
1	ファンドクリエーション グループ	11月28日09時40分 ～11月28日09時47分	0	15,000	48,200	48,200	3,374,000円－3,319,600円 ＝54,400円	5万円
2	ファンドクリエーション グループ	11月28日10時15分 ～11月28日10時25分	0	16,000	45,400	45,400	3,359,600円－3,191,900円 ＝167,700円	16万円
3	ファンドクリエーション グループ	11月28日12時55分 ～11月28日12時56分	0	9,900	36,400	36,400	2,802,800円－2,731,000円 ＝71,800円	7万円
小計			0	40,900	130,000	130,000		28万円
合計								95万円

※約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】 95万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 12 月 21 日

課徴金納付命令日 平成 25 年 1 月 28 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨ ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 2 月 5 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ミマキエンジニアリングの株式につき、その株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年 3 月 25 日午前 9 時 10 分頃から同年 4 月 12 日午後 3 時 9 分頃までの間、13 取引日にわたり、直前約定値より高値で売り注文と買い注文とを対当させたり、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株式合計 1,052 株を買い付ける一方、同株式合計 476 株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 360 株を買

い付ける一方、同株式会社合計 190 株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 1,028 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 2 月 5 日

審判手続中（平成 25 年 5 月 31 日現在）

⑩ 花月園観光株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 3 月 12 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、  
(イ) 花月園観光株式会社（以下「花月園観光」という。）の株式につき、平成 24 年 3 月 2 日午前 11 時 1 分頃から同日午前 11 時 10 分頃までの間、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式会社合計 13 万 3,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式会社合計 10 万 7,000 株を売り付けるなどし、  
(ロ) 株式会社ジー・ネットワークスの株式につき、同月 9 日午前 9 時 29 分頃から同日午前 9 時 32 分頃までの間、前同様の方法により、同株式会社合計 10 万 1,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式会社合計 7 万 4,000 株を売り付けるなどし、  
(ハ) 花月園観光の株式につき、同年 6 月 5 日午前 9 時 23 分頃から同日午前 9 時 31 分頃までの間、前同様の方法により、同株式会社合計 12 万 3,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式会社合計 2 万 2,000 株を売り付けるなどし、  
もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 107 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 3 月 12 日

課徴金納付命令日 平成 25 年 4 月 1 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

3 平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

- (1) 平成 23 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおりである。

○ 株式会社 S J I との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

平成 24 年 3 月 16 日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社 S J I との契約締結交渉者

からの情報受領者による内部者取引事案については、被審人が審判廷において、株式会社S J Iとの契約締結交渉先の役員から本件重要事実の伝達を受けたのかどうか分からない旨主張ないし陳述したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人が本件重要事実の伝達を当該役員から受けていたとは認められないから、金商法第178条第1項第16号に該当する事実があると認めることはできないとして、平成24年10月19日に法令違反事実を認めることはできない旨の決定を行った。

- (2) 平成23年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の概要は以下のとおり。

#### ○ ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引事案

【平成22年8月27日課徴金納付命令勧告、平成23年7月20日課徴金納付命令決定、平成23年8月19日取消訴訟提起、平成25年2月21日判決（大阪地裁）】

平成25年2月21日、大阪地方裁判所は、原告（被審人）は、ジェイオーグループホールディングス株式の購入又は売却に先立ち、情報伝達者から重要事実の伝達を受けていたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、平成25年3月8日、同判決は確定した。

### 第3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

- (1) 第一次情報受領者による内部者取引及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が依然として多く認められることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。
- (2) 地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。
- (3) IT化が進展する中で、これまでも、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備をするとともに、デジタルフォレンジックの専門家による研修等を実施してきたところであるが、引き続き、デジタルフォレンジックの運用体制を充実し、かつ、取引調査へ積極的に活用するなどにより、迅速・効率的な取引調査の推進に努める。
- (4) 不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャンネルを通じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制

制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

## 第5章 国際取引等調査

### 第1 概説

#### 1 国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第4章第1「1 取引調査の目的」、「2 取引調査の権限」、「3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

#### 2 平成24年度における活動状況

- (1) 平成24年度においては、国際取引等調査室が調査した結果、不公正取引に対し、7件、8,115万円の課徴金納付命令勧告を行った。
- (2) 証券監視委では、証券規制当局間のMOUの枠組み（第9章第1参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外規制当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的な活動が日常化しており、わが国株式市場においても、取引の発注元のお大半が海外である等、クロスボーダー取引が日常化している。このような傾向と並行して、不公正取引がグローバル化する動きが見られ、証券監視委においては、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する調査体制をより一層強化しているところである。

証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしている。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成23年8月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

平成24年度においては、大型公募増資の公表前に行われた内外プロ投資家による内部者取引事案等の調査の結果、6件の内部者取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った（本章第2 2 ①～⑤参照）。東京電力株式に係る内部者取引事案は、海外に所在する違反行為者に対する課徴金納付命令勧告として、初めての事例である（本章第2 2 ③参照）。また、ヤフー株式に係る相場操縦事案は、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）と緊密に協力・連携した結果、米国所在の違反行為者に対し、課徴金納付命令勧告を行ったものであり、不公正取引に係る課徴金額としては過去最高金額（6,571万円）である（本章第2 2 ⑥参照）。

## 第2 国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

### 1 勧告の状況

不公正取引事案に係る平成24年度の課徴金納付命令勧告7件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が6件、相場操縦に係る事案が1件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は6,571万円、最低額は6万円である。

平成24年度における内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者の属性は、何れも第一次情報受領者であり、情報伝達者の属性は、契約締結者等として内部情報を得た証券会社の社員であった。また、違反行為に係る重要事実は、何れも新株等発行（公募増資）であった。

対象者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社関係者	0	0
発行体役員等	0	0
契約締結者等	0	0
公開買付者等関係者	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者	1	6
会社の重要事実	1	6
公開買付け事実	0	0
年度別勧告件数	1	6

重要事実別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
新株等発行	1	6
剰余金の配当	0	0
業務提携・解消	0	0
民事再生・会社更生	0	0
損害の発生	0	0
決算情報	0	0
バスケット条項	0	0
その他の重要事実	0	0
公開買付け	0	0
年度別勧告件数	1	6

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	23年度	24年度
会社重要事実の伝達	1	6
発行体役員等	0	0
契約締結者等	1	6
公開買付け事実の伝達	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
うち 買付対象者役員等	0	0

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者数を計上。

### 2 勧告事案の概要

平成24年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

#### ① 日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年5月29日

【勧告の対象となった違反事実】

あすかアセットマネジメント株式会社（課徴金納付命令対象者）は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉

に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成22年8月5日から同月23日までの間、上記ファンドの計算において、日本板硝子株式会社の株式合計215万株を総額4億6,537万9,995円で売り付けた。

【課徴金額】 13万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年5月29日  
課徴金納付命令日 平成24年6月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② 株式会社みずほファイナンシャルグループの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年5月29日

【勧告の対象となった違反事実】

三井住友信託銀行株式会社（課徴金納付命令対象者）は、平成24年4月1日に同社との吸収合併により消滅した中央三井アセット信託銀行株式会社の業務を承継したものであるが、中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結する3つの投資一任契約に基づき、3つの顧客財産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、株式会社みずほファイナンシャルグループとの株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲及び乙から、同証券会社の他の社員丙が交渉に関して知り、甲及び乙がその職務に関し知った、株式会社みずほファイナンシャルグループの業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表される以前の平成22年6月24日に、投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、株式会社みずほファイナンシャルグループの株式合計117万8,600株を総額1億8,418万1,825円で売り付けた。

【課徴金額】 8万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年5月29日  
課徴金納付命令日 平成24年6月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年6月8日

**【勧告の対象となった違反事実】**

1. First New York Securities L.L.C.（課徴金納付命令対象者）は、同社の自己の資産の運用を行っていた同社所属のトレーダーが、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成22年9月29日午後3時50分より以前の平成22年9月28日に、First New York Securities L.L.C.の計算において、東京電力株式会社の株式合計3万5,000株を総額8,051万8,900円で売り付けた。
2. 課徴金納付命令対象者Xは、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成9月29日午後3時50分より以前の平成22年9月27日から同月29日までの間に、自己の計算において、東京電力株式会社の株式合計200株を総額44万3,100円で売り付けた。

**【課徴金額】**

First New York Securities L.L.C. 1,468万円  
課徴金納付命令対象者X 6万円

**【勧告後の経緯】**

(First New York Securities L.L.C.、課徴金納付命令対象者Xとも同日)

審判手続開始決定日 平成24年6月8日

第1回審判期日（結審） 平成25年4月24日

※ 平成25年5月31日現在、金融庁長官から課徴金納付命令の決定はなされていない。

**④ ジャパン・アドバイザー合同会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告**

**【勧告年月日】** 平成24年6月29日（※）

**【勧告の対象となった違反事実】**

ジャパン・アドバイザー合同会社（課徴金納付命令対象者）において、外国籍の2つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成22年8月20日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年8月24日より前の平成22年8月20日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子株式会社の株式合計265万3,000株を総額5億4,178万6,532円で売り付けた。

**【課徴金額】** 37万円

**【勧告後の経緯】**

審判手続開始決定日 平成24年6月29日

第1回審判期日（結審） 平成24年10月17日

※ 本件の調査の結果、上記内部者取引規制に違反した行為（金商法第 166 条第 3 項前段）に加え、投資助言・代理業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けていた当社が潜脱的に無登録で投資運用業を営んだ行為（同法第 29 条）及び法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況（金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号）が認められたとして、平成 24 年 6 月 29 日、ジャパン・アドバイザー合同会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料 2-4-3 (1)②参照）。

#### ⑤ ジャパン・アドバイザー合同会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 11 月 2 日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・アドバイザー合同会社（課徴金納付命令対象者）において、外国籍の 2 つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成 23 年 7 月 5 日に、エルピーダメモリ株式会社と株式引受契約の締結の交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、エルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 7 月 11 日より前の平成 23 年 7 月 6 日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、エルピーダメモリ株式会社の株式合計 3 万 2,600 株を総額 3,041 万 4,986 円で売り付けた。

【課徴金額】 12 万円

##### 【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日	平成 24 年 11 月 2 日
第 1 回審判期日（結審）	平成 25 年 2 月 13 日
課徴金納付命令日	平成 25 年 4 月 16 日

#### ⑥ ヤフー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 12 月 13 日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー（課徴金納付命令対象者。以下「タイガー・アジア」という。）は、その業務執行社員らにおいて、ヤフー株式会社の株式につき、平成 21 年 3 月 17 日午後零時 30 分頃から午後 3 時頃までの間、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値段より高値の上限価格を提示した買付けの計らい注文を複数の証券会社に分散して発注する方法により、同株式の株価を 2 万 4,310 円から 2 万 5,340 円まで引き上げるなどし、同社が出資する米国籍のヘッジファンド（以下「米国籍ファンド」という。）を含む外国籍の 2 つのヘッジファンド名義で合計 3 万 2,960 株の買付け等を行い、そのうち、タイガー・アジアの計算において、米国籍ファンド名義での 1 万 4,172 株の買付け等によって、その出資割合である 4.82 パーセント相当を取引するな

どし、もって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした。

【課徴金額】 6,571万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年12月13日

課徴金納付命令日 平成25年1月28日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

3 平成23年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

平成23年度以前の勧告事案のうち、前回までの「証券取引等監視委員会の活動状況」において、課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成24年3月21日に課徴金納付命令勧告を行った国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者である三井住友信託銀行株式会社（課徴金納付命令対象者）による内部者取引事案については、同日、審判手続開始決定が行われた。その後、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われず、金融庁長官は、平成24年6月27日に5万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第3 今後の課題

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的な活動が日常化しており、わが国株式市場においても、取引の発注元の大半が海外からである等、クロスボーダー取引が日常化している。このような傾向と並行して、不公正取引がグローバル化する動きが見られるため、証券監視委が実効性のあるエンフォースメントを行っていくには、以下のような課題に取り組み、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不公正取引の実態解明を効率的・効果的に行う調査体制に強化し、世界中の証券規制当局と協働で市場の公正性・透明性の確保に努めることを目指す必要がある。

(1) 海外証券規制当局との一層の連携強化

平成24年度に課徴金納付命令勧告を行った東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引やヤフー株に係る相場操縦事案（附属資料2-4-3(2)②参照）は、違反行為者が海外に所在する事案であり、特に海外の当局と協力・連携して対処する必要があった。証券監視委においては、これまでもグローバル化する不公正取引に対応するため、MMOU（多国間情報交換枠組み）などを活用して海外当局と連携を行ってきたが、今後はより一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、これまで以上にネットワークを深めることで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に取り組んでいく。

## (2) グローバル化に対応した人材育成

クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、職員の国際会議や海外研修等への参加を奨励し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、グローバル化に対応した人材育成に取り組んでいく。

## (3) 複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあり、証券監視委は、こうした変化に的確に対応していくために、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不公正取引の調査に取り組んでいく。

## 第6章 開示検査

### 第1 概説

#### 1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ相当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

#### 2 開示検査の権限

我が国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,500社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第27条の30第1項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）

### 3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

開示検査の結果、開示書類に重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料 2-4-4 参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

開示関係の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）

課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 2.25）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。

- (2) 虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）

課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 2.25）

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。

改正前の課徴金額は、株券等総額の 100 分の 2（募集・売出し等は 1）。

- (3) 有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第 172 条の 3）  
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1）  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第 172 条の 4、旧金商法第 172 条の 2）  
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）  
（注 1）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。  
改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）。  
（注 2）平成 18 年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。
- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の 5）  
課徴金額：買付総額の 100 分の 25  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。
- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の 6）  
課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。
- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の 7）  
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。
- (8) 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の 8）  
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に提出されるものについて適用。
- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 9）  
課徴金額：募集・売付総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）  
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。
- (10) 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）

- 課徴金額：イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合  
 募集・売出総額の 100 分の 2.25 (株券等は 4.5)  
 ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合  
 イ) の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為 (金商法第 172 条の 11)

- 課徴金額：イ) 当該発行者等情報が公表されている場合  
 600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額  
 ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合  
 イ) の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

(注) 平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(注 1) 違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。

(注 2) 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

#### 4 平成 24 年度における活動状況

平成 24 年度においては、開示会社 37 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、9 件、金額で 7 億 2,174 万 9,994 円の課徴金納付命令勧告を行ったほか、開示書類の訂正報告書が提出されない 1 件の事案について、訂正報告書の提出命令勧告 (※) を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う (平成 17 年以降、実績は 3 件のみ)。

検査終了件数		37 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	9 件
	訂正報告書の提出命令勧告を行ったもの	1 件
	課徴金納付命令勧告等は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	4 件

## 第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

### 1 勧告の状況

平成24年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書の虚偽記載、有価証券報告書等の虚偽記載であった。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上原価の過少計上、投資有価証券の過大計上、のれんの過大計上、長期借入金の過少計上、貸倒引当金の過少計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成24年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、3億9,969万円(日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載)である。

### 2 勧告事案の概要

平成24年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※ 以下本章において「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

#### (1) 課徴金納付命令に関する勧告

##### ① オリンパス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成24年4月13日

##### 【勧告の対象となった違反事実】

オリンパス株式会社は、関東財務局長に対し、投資有価証券の過大計上やのれんの過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項並びに金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 6月28日	第139期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成19年3 月期有価証券報 告書)	平成18年4月1日 ～平成19年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 224,951百万円であ るところを344,871 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・長期借入金の 過少計上 等

2	平成19年 12月14日	第140期事業年度 中間連結会計期 間に係る半期報 告書(平成19年9 月中間半期報 告書)	平成19年4月1日 ～平成19年9月 30日の中間連結会 計期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額が 248,965百万円であ るところを372,473 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・長期借入金の 過少計上 等
3	平成20年 6月27日	第140期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成20年3 月期有価証券報 告書)	平成19年4月1日 ～平成20年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 242,877百万円であ るところを367,876 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
4	平成20年 8月14日	第141期事業年度 第1四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 20年6月第1四半 期四半期報告書)	平成20年4月1日 ～平成20年6月 30日の第1四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 240,628百万円であ るところを366,948 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
5	平成20年 11月14日	第141期事業年度 第2四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 20年9月第2四半 期四半期報告書)	平成20年7月1日 ～平成20年9月 30日の第2四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 211,897百万円であ るところを343,910 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
6	平成21年 2月13日	第141期事業年度 第3四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 20年12月第3四 半期四半期報告 書)	平成20年10月1 日～平成20年12 月31日の第3四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 110,428百万円であ るところを241,281 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
7	平成21年 6月26日	第141期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成21年3 月期有価証券報 告書)	平成20年4月1日 ～平成21年3月 31日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 110,594百万円であ るところを168,784 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等

8	平成 21 年 8 月 14 日	第 142 期事業年度 第 1 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 21 年 6 月第 1 四半 期四半期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 127,124 百万円であ るところを 185,941 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
9	平成 21 年 11 月 13 日	第 142 期事業年度 第 2 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 21 年 9 月第 2 四半 期四半期報告書)	平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 146,821 百万円であ るところを 204,298 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
10	平成 22 年 2 月 15 日	第 142 期事業年度 第 3 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 21 年 12 月第 3 四 半期四半期報告 書)	平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 158,251 百万円であ るところを 214,952 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
11	平成 22 年 6 月 29 日	第 142 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 22 年 3 月期有価証券報 告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連 結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 163,142 百万円であ るところを 216,891 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
12	平成 22 年 8 月 13 日	第 143 期事業年度 第 1 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 22 年 6 月第 1 四半 期四半期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 132,408 百万円であ るところを 185,922 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
13	平成 22 年 11 月 12 日	第 143 期事業年度 第 2 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書(平成 22 年 9 月第 2 四半 期四半期報告書)	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連 結 純 資 産 額 が 128,255 百万円であ るところを 180,482 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等

14	平成 23 年 2 月 14 日	第 143 期事業年度 第 3 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書 (平成 22 年 12 月第 3 四 半期四半期報告 書)	平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半 期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 109,488 百万円であ るところを 160,173 百万円と記載	・投資有価証券 の過大計上 ・のれんの過大 計上 等
15	平成 23 年 6 月 29 日	第 143 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 23 年 3 月期有価証券報 告書)	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 115,589 百万円であ るところを 166,836 百万円と記載	のれんの過大 計上 等
16	平成 23 年 8 月 11 日	第 144 期事業年度 第 1 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書 (平成 23 年 6 月第 1 四半 期四半期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 101,751 百万円であ るところを 151,147 百万円と記載	のれんの過大 計上 等

(注) 金額は百万円未満四捨五入である。

【課徴金額】 1 億 9,181 万 9,994 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 4 月 13 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 7 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

また、本件に関しては、金融商品取引等の公正を害する悪質な行為について、刑事上の責任追及を行うため、告発を行うとともに、金商法に基づく開示制度の下で、正確な企業情報を遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供するため、勧告を行っている。(なお、罰金の確定裁判があるときは、課徴金額は、その額から罰金の額を控除した額に調整されることとなる。(金商法第 185 条の 8 第 6 項))

② スリープログループ株式会社に係る四半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令  
勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 5 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

スリープログループ株式会社は、関東財務局長に対し、投資有価証券評価損の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 22 年 6 月 14 日	第 34 期事業年度 第 2 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書（平成 22 年 4 月第 2 四半 期四半期報告書）	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 50 百万円であるところ を 119 百万円と記 載	投資有価証券 評価損の過少 計上 等
2	平成 22 年 9 月 17 日	第 34 期事業年度 第 3 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書（平成 22 年 7 月第 3 四半 期四半期報告書）	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 35 百万円であるところ を 169 百万円と記 載	・投資有価証券 評価損の過少 計上 ・貸倒引当金繰 入額の過少計 上等
3	平成 23 年 2 月 28 日	第 34 期事業年度 第 2 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書の訂 正報告書（平成 22 年 4 月第 2 四半期 四半期報告書の 訂正報告書）	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 50 百万円であるところ を 131 百万円と記 載	投資有価証券 評価損の過少 計上 等
4	平成 23 年 2 月 28 日	第 34 期事業年度 第 3 四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書の訂 正報告書（平成 22 年 7 月第 3 四半期 四半期報告書の 訂正報告書）	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 35 百万円であるところ を 174 百万円と記 載	・投資有価証券 評価損の過少 計上 ・貸倒引当金繰 入額の過少計 上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】 600 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 5 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 6 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ RHインシグノ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 5 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

RHインシグノ株式会社は、北海道財務局長に対し、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 11 月 16 日	第 51 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲274 百万円であるところを▲7 百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
2	平成 22 年 2 月 12 日	第 51 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲253 百万円であるところを▲113 千円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
3	平成 22 年 6 月 28 日	第 51 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 3 月期有価証券報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲265 百万円であるところを 64 百万円と記載 連結当期純損益が▲483 百万円であるところを 116 百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんの過大計上による損失の過少計上</li> <li>・営業投資有価証券評価損の過少計上</li> <li>・売上の過大計上等</li> </ul>
				連結貸借対照表	連結純資産額が 1,686 百万円であるところを 2,237 百万円と記載	
4	平成 22 年 8 月 16 日	第 52 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,063 百万円であるところを 2,172 百万円と記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のれんの過大計上</li> <li>・営業投資有価証券の過大計上</li> <li>・売掛金の過大計上等</li> </ul>

5	平成 22 年 11 月 15 日	第 52 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,466 百万円であるところを 2,029 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
6	平成 23 年 2 月 14 日	第 52 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,373 百万円であるところを 1,928 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
7	平成 22 年 12 月 17 日	第 51 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成 22 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,686 百万円であるところを 2,304 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
8	平成 22 年 12 月 17 日	第 52 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,603 百万円であるところを 2,172 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等
9	平成 22 年 12 月 17 日	第 52 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,466 百万円であるところを 2,029 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上等

(注) 金額は原則として百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,200 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 5 月 25 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 6 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ 株式会社ホックに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 7 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社ホックは、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 11 月 16 日	第 42 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 21 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 283 百万円以上の損 失であるところを 45 百万円の損失と記載	架空売上の計 上
2	平成 22 年 2 月 15 日	第 42 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 21 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 398 百万円以上の損 失であるところを 161 百万円の損失と 記載	架空売上の計 上 等
3	平成 22 年 6 月 28 日	第 42 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 22 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結経常損益が 382 百万円以上の損失で あるところを 116 百 万円の損失と記載 連結当期純損益が 1,209 百万円以上の 損失であるところを 942 百万円の損失と 記載	架空売上の計 上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2. 株式会社ホックは、関東財務局長に対し、  
(イ) 平成 22 年 8 月 3 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年 3 月期有価

証券報告書（上表番号欄3参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月19日、443個の新株予約権証券を62,767,341円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

(ロ) 平成22年8月3日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年3月期有価証券報告書（上表番号欄3参照）を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月19日、2,877,000株の株式を399,903,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 2,681万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年7月10日

課徴金納付命令日 平成24年8月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ 株式会社プリンシバル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成24年9月28日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社プリンシバル・コーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成23年6月27日	第66期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年3月期有価証券報告書）	平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が352百万円であることを657百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が395百万円であることを700百万円と記載	

2	平成 23 年 8 月 12 日	第 67 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 273 百万円であるところ を 584 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上 等
3	平成 23 年 11 月 14 日	第 67 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 122 百万円であるところ を 408 百万円と記載	貸倒引当金の 過少計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】 1,200 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 9 月 28 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 11 月 9 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ⑥ 株式会社ストリームに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 10 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ストリームは、関東財務局長に対し、仕入先との取引に係るリポートの過大計上による売上原価の過少計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 19 年 10 月 30 日	第 9 期事業年度 中間連結会計期 間に係る半期報 告書(平成 19 年 7 月中間期半期 報告書)	平成 19 年 2 月 1 日 ～平成 19 年 7 月 31 日の中間連結会 計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が▲8 百万円であるところ を 192 百万円と記載 連結中間純損益が▲ 85 百万円であるところ を 114 百万円と記 載	売上原価の過 少計上

2	平成 20 年 4 月 30 日	第 9 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 20 年 1 月期有価証券 報告書)	平成 19 年 2 月 1 日 ～平成 20 年 1 月 31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結経常損益が 181 百万円であるところ を 443 百万円と記載 連結当期純損益が 65 百万円であるところ を 272 百万円と記載	売上原価の過 少計上 等
3	平成 20 年 10 月 31 日	第 10 期事業年度 中間連結会計期 間に係る半期報 告書 (平成 20 年 7 月中間期半期 報告書)	平成 20 年 2 月 1 日 ～平成 20 年 7 月 31 日の中間連結会 計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が 73 百 万円であるところを 220 百万円と記載 連結中間純損益が▲1 百万円であるところ を 129 百万円と記載	売上原価の過 少計上 等
4	平成 21 年 4 月 30 日	第 10 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 21 年 1 月期有価証券 報告書)	平成 20 年 2 月 1 日 ～平成 21 年 1 月 31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 74 百万円であるところ を 143 百万円と記載	売上原価の過 少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 600 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年 10 月 16 日

課徴金納付命令日 平成 24 年 11 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

#### ⑦ 株式会社東理ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年 11 月 6 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社東理ホールディングス (以下「当社」という。) は、平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月にかけて、当社の元役員等に対して金銭等を貸し付けた。その後、契約が変更され、当該貸付取引に係る債権の回収がほとんど見込めなくなっていたにもかかわらず、これらを適切に検討せず、下表のとおり、貸倒引当金繰入額を過少計上するなどした以下の有価証券報告書等に関東財務局長に提出した。当該有価証券報告書等は、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」ものに該当する。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年 6月30日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,407百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
2	平成20年 8月8日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書(平成20年3月期有価証券報告書の訂正報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
3	平成22年 2月15日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書(平成20年3月期有価証券報告書の訂正報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成24年11月6日

課徴金納付命令日 平成24年12月5日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧ 株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成25年3月26日

【勧告の対象となった違反事実】

- 株式会社クロニクル(以下「当社」という。)は、複数の海外ファンドに対する出資金を資産計上していたが、これらのファンドについては、いずれも運用実態がなく、使途不明金として損失を計上すべきであった。また、当社は、債務免除をしていた貸付金があるにもかかわらず、当該債務免除を行った時点において、これに係る損失を

計上していなかった。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 2 月 13 日	第 30 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 1,581 百万円以上の損失であるところを 1,228 百万円の損失と記載	・営業出資金名目の用途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
2	平成 21 年 5 月 15 日	第 30 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 3 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 1,868 百万円以上の損失であるところを 1,440 百万円の損失と記載	・営業出資金名目の用途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
3	平成 21 年 8 月 14 日	第 30 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 6 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 2,544 百万円以上の損失であるところを 2,122 百万円の損失と記載	・営業出資金名目の用途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
4	平成 21 年 12 月 24 日	第 30 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年 9 月期有価証券報告書）	平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が 2,949 百万円以上の損失であるところを 2,389 百万円の損失と記載	・営業出資金名目の用途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上等
5	平成 22 年 12 月 24 日	第 31 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 9 月期有価証券報告書）	平成 21 年 10 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 3,837 百万円以下であるところを 4,968 百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・貸付金の過大計上等

6	平成 23 年 2 月 14 日	第 32 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 12 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,642 百万円以下であると ころを 4,802 百万円と 記載	・営業出資金の 架空計上 ・貸付金の過大 計上 等
7	平成 23 年 5 月 16 日	第 32 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 3 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,535 百万円以下であると ころを 4,678 百万円と 記載	・営業出資金の 架空計上 ・貸付金の過大 計上 等
8	平成 23 年 8 月 15 日	第 32 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,329 百万円以下であると ころを 4,485 百万円と 記載	・営業出資金の 架空計上 ・貸付金の過大 計上 等
9	平成 23 年 12 月 26 日	第 32 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 23 年 9 月期有価証券報告書）	平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,855 百万円以下であると ころを 3,669 百万円と 記載	営業出資金の 架空計上 等
10	平成 24 年 2 月 14 日	第 33 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 12 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,742 百万円以下であると ころを 3,515 百万円と 記載	営業出資金の 架空計上
11	平成 24 年 5 月 15 日	第 33 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 3 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,601 百万円以下であると ころを 3,375 百万円と 記載	営業出資金の 架空計上

12	平成 24 年 8 月 14 日	第 33 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 6 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,512 百万円以下であるところを 3,275 百万円と記載	営業出資金の 架空計上
13	平成 24 年 12 月 26 日	第 33 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 24 年 9 月期有価証券報告書）	平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 396 百万円であるところを 1,559 百万円と記載	・営業出資金の 架空計上 ・棚卸資産の過 大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2. 当社は、関東財務局長に対し、平成 23 年 12 月 7 日、平成 22 年 9 月期有価証券報告書（上表番号欄 5 参照）及び平成 23 年 6 月第 3 四半期四半期報告書（上表番号欄 8 参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 26 日、480 個の新株予約権証券を 965,280,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

【課徴金額】 6,443 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 3 月 26 日

課徴金納付命令日 平成 25 年 5 月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨ 日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 3 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 日本風力開発株式会社（以下「当社」という。）は、平成 21 年 3 月期において、風力発電機販売斡旋取引に係る売上を計上した下表の有価証券報告書等を関東財務局長に提出したが、この風力発電機販売斡旋取引には、販売斡旋の役務提供及びその対価の実態がないことから、売上を計上することはできず、当社の提出した有価証券報告書等には、虚偽の記載があると認められる。この虚偽記載は、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」ものに該当する。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 6 月 24 日	第 10 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 21 年 3 月期有価証券 報告書）	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲64 百万円であるところ を 2,201 百万円と記 載 連結当期純損益が▲ 1,434 百万円である ところを 831 百万円 と記載	実態のない風 力発電機販売 斡旋取引に係 る売上の計上
2	平成 22 年 7 月 28 日	第 10 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書の訂正報告 書（平成 21 年 3 月期有価証券報 告書の訂正報告 書）	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲404 百万円であるところ を 1,861 百万円と記 載 連結当期純損益が▲ 1,635 百万円である ところを 630 百万円 と記載	実態のない風 力発電機販売 斡旋取引に係 る売上の計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

（イ）平成 21 年 9 月 7 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 9 月 25 日、新株予約権を 3,000,000,000 円で取得させた。

（ロ）平成 21 年 11 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）を参照書類とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 25 日、20,000 株の株式を 4,726,900,000 円で取得させた。

（ハ）平成 21 年 11 月 10 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）を参照書類とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 17 日、3,000 株の株式を 709,035,000 円で取得させた。

（二）平成 22 年 1 月 15 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 1 月 29 日、1,497 個の新株予約権証券を 379,655,667 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】 3億9,969万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年3月29日

審判手続中（平成25年5月31日現在）

(2) 訂正報告書の提出命令に関する勧告

○ 日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【勧告年月日】 平成25年3月29日

【勧告の対象となった違反事実】

日本風力開発株式会社は、実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上が計上されている平成21年3月期有価証券報告書を平成21年6月24日に関東財務局長に提出した。その後、当該有価証券報告書については、その訂正報告書が平成22年7月28日に関東財務局長に提出されているが、当該訂正報告書によっても上記売上が訂正されていない。

したがって、下表のとおり、平成21年3月期有価証券報告書のうちに金商法第24条の2第1項において準用する同法第10条第1項に規定する「重要な事項について虚偽の記載」があると認められたものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成21年 6月24日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年7月28日提出の訂正報告書により訂正されたもの）	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲404百万円であるところを1,861百万円と記載 連結当期純損益が▲1,635百万円であるところを630百万円と記載	実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

なお、表中の金額は、平成22年7月28日提出の訂正報告書により訂正された後の金額を示す。

【勧告後の経緯】

聴聞期日 平成25年4月8日

訂正報告書提出命令日 平成25年4月12日

※ 本件決定に対して、当社は、平成25年4月18日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

### 3 平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

- (1) 平成 23 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

#### ○ 株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成 24 年 1 月 20 日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、審判手続が行われている。(平成 25 年 5 月 31 日現在)

#### ○ クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成 24 年 1 月 27 日に課徴金納付命令勧告を行ったクラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額(3, 125 万円)を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官は、被審人の認めた部分について審判手続を分離したした上で、金商法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案を提出し、金融庁長官は、平成 24 年 3 月 2 日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行っていた。

他方、被審人が否認していた部分に係る争点は、①金商法第 172 条の 2 第 1 項の規定は、発行開示書類に虚偽の記載があることで、それがなかったときより多くの出資を得られた場合以外の場合にも適用されるか否か、②同法同項の規定の適用には、発行者に具体的な経済的利得のあることが必要か否か、などであったが、審判手続を経て、金融庁長官は、①については、課徴金の水準は、抑止効果との兼ね合いで決定されるべきものであり、違反者の個別事情とは無関係に所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すものであると判断し、また、②については、金商法の文言上、課徴金の要件に発行者が実際に経済的利得を得たことは要求されていないと判断するなどして、平成 24 年 10 月 22 日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行った。

※ 本件決定に対し、当社は、平成 24 年 11 月 20 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

- (2) 平成 23 年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

#### ○ JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 22 年 6 月 21 日課徴金納付命令勧告、平成 22 年 12 月 9 日課徴金納付命令決定、平成 22 年 12 月 24 日取消訴訟提起、平成 25 年 3 月 28 日判決（東京高裁）】

平成 24 年 6 月 29 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年 3 月 28 日、東京高等裁判所は、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点で

あり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、原告に、控訴棄却の判決を言い渡し、原告は上告した。

### 第3 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が上場企業のみならず極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るように努める。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。
- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すこととしていく。当該企業が第三者委員会を設置して不適正な会計処理等の疑義について調査を実施する場合には、当該委員会の独立性、中立性、専門性及び検査手法の有用性・客観性について検証を行った上で、適切に開示検査を実施していく。
- (3) パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）を強化する観点から、デジタルフォレンジックの運用体制の構築に取り組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。
- (4) 上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努め、適切に開示検査を実施していく。
- (5) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

## 第7章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概説

#### 1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

#### 2 犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料1-7-2参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第30条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第30条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第30条）

#### 3 平成24年度における活動状況

証券監視委は、平成24年度において、3事件について合計7回の告発を行った。各事件の告発先は、東京、横浜、大阪の各地方検察庁検察官であり、平成24年度も幅広い視野で犯則調査を行った。特に、A I J投資顧問による投資一任契約の締結に係る偽計事件については、並行して詐欺容疑で捜査を行った警視庁、東京地方検察庁と密接に連携し、調査を行うとともに、海外当局とも連携し、実態の解明に努め、計4回の告発を行った。また、セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件は、証券監視委が重点施策として取り組む不正ファイナンスに係る事案としては7件目の告発となった。

### 第2 犯則事件の調査・告発実績

#### 1 告発の状況

平成24年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で

2件・8名、偽計の嫌疑で1件・2名、投資一任契約の締結に係る偽計の嫌疑で4件・16名の合計7件・26名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。(附属資料2-6-2参照)(告発人数は延べ数)

事 件 名	告発年月日	告 発 先
A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(1)(2)(3)(4) ※	(1)24年7月9日 (2)24年7月30日 (3)24年9月19日 (4)24年10月5日	東京地方検察庁 検察官
証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件 (1)(2)	(1)24年7月13日 (2)24年8月3日	横浜地方検察庁 検察官
株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件	24年12月18日	大阪地方検察庁 検察官

※ 本件の犯則調査に基づき、証券監視委は、平成24年8月3日、アイティーエム証券株式会社に対する行政処分を求める勧告を行った(附属資料2-4-3(1)③参照)。

## 2 告発事案の概要

平成24年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

### (1) 不公正取引に対する告発

#### ① A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(1)

本件は、犯則嫌疑者らが、多数の年金基金に対し、虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどして、年金投資一任契約を締結させ、多額の損失を被らせた事件であり、証券監視委は先に実施されたA I J 投資顧問株式会社等に対する証券検査の結果を踏まえ、同社等の強制調査に着手し、実態の解明を進め、迅速に告発を行った。本件については、犯則調査と並行して、警視庁、東京地方検察庁により詐欺容疑での捜査が行われ、証券監視委はこれら捜査当局と密接に連携し、調査を行った。本件は、証券監視委が、金商法第38条の2(投資一任契約の締結に係る偽計)を初めて適用した事例であり、計4回の告発を行った。

#### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法(第38条の2等 投資一任契約の締結に係る偽計)に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年7月9日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

#### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人A I J 投資顧問株式会社は、東京都中央区に本店を置き、内外の有価証券等に係る投資顧問業務等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者Aは犯則嫌疑法人の代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは犯則嫌疑法人の取締役として同社の経理事務全般を担当していたもの、犯則嫌疑者Cは犯則嫌疑法人が実質的に支配するアイティーエム証券株式会社の代表取締役として同社の業務全般を担当していたものである(以下、②～④において同じ)。

犯則嫌疑者3名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、真実は、犯則嫌疑法人が

実質的に運用する「A I Mグローバルファンド」の純資産額が過小となっていたにもかかわらず、その情を秘し、あたかも同ファンドの運用実績は好調であり、一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料をD年金基金の運用担当者らに提示するなどし、当該年金基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させようと企て企業年金基金事務所等において、同基金の担当者らに対し、同ファンドの販売会社の営業員を介し、前記虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し、偽計を用いたものである。

## ② A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(2)

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の2等 投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年7月30日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者3名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第1 平成22年9月頃、犯則嫌疑者Aらが、E年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第2 平成23年5月頃、犯則嫌疑者Cらが、F年金基金事務長に対し、前記第1同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年6月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第3 平成23年6月頃、犯則嫌疑者Aらが、G年金基金常務理事らに対し、前記第1同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第4 平成23年6月頃及び9月頃、犯則嫌疑者Cらが、H年金基金常務理事らに対し、前記第1同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

## ③ A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(3)

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の2等 投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年9月19日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者3名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同

様に企て、

第1 平成22年1月頃、犯則疑者Aらが、I年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同年4月頃、同基金をして犯則疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第2 平成22年2月頃、犯則疑者Cらが、J年金基金常務理事らに対し、前記第1同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年4月頃、同基金をして犯則疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

#### ④ A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(4)

##### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の2等 投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年10月5日、犯則疑法人及び犯則疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

##### 【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則疑者3名は、共謀の上、犯則疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第1 平成22年4月頃、犯則疑者Aらが、K年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同基金をして犯則疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第2 平成22年10月頃、犯則疑者Aらが、L年金基金常務理事らに対し、前記第1同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年11月頃、同基金をして犯則疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

##### 【告発後の経緯】

犯則疑者3名について、平成24年7月9日、上記①の事件で起訴がされ、更に平成24年7月30日（上記②の事件）、平成24年9月19日（上記③の事件）、及び平成24年10月5日（上記④の事件）にそれぞれ追起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。

※ A I J 投資顧問株式会社等に対する犯則調査の結果、アイティーエム証券株式会社の代表取締役による投資一任契約の締結に係る偽計への関与が認められたことなど（金商法第52条第1項第9号）から、平成24年8月3日、アイティーエム証券株式会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料2-4-3(1)③参照）。

#### ⑤ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件(1)

##### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第167条第1項等 公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成24年6月25日に横浜地検と合同で強制調査・捜

査を実施したほか、必要な調査を行い、同年7月13日、犯則嫌疑者4名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

**【告発の対象となった犯則事実】**

犯則嫌疑者Aは、証券会社執行役員であったもの、犯則嫌疑者B及び犯則嫌疑者Cは、Aの知人であったもの、犯則嫌疑者Dは、B及びCの知人であったものである。(⑥において同じ)

犯則嫌疑者4名は、犯則嫌疑者Aにおいて、平成22年12月13日ころから平成23年2月22日ころまでの間に、日興コーディアル証券株式会社(平成23年4月1日、SMBC日興証券株式会社に商号変更。)が株式会社日立物流との間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の履行に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社バンテック(以下、「バンテック」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成23年2月22日及び同月23日、犯則嫌疑者D名義で、バンテックの株券合計20株を代金合計240万1,000円で買い付けたものである。

**⑥ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件(2)**

**【調査の実施状況及び告発の状況】**

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法(第167条第1項等 公開買付者等関係者の禁止行為)に違反するとして、平成24年6月25日に横浜地検と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年8月3日、犯則嫌疑者4名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

**【告発の対象となった犯則事実】**

上記⑤の事件の犯則嫌疑者4名は

第1 犯則嫌疑者Aにおいて、平成23年3月28日頃から同年7月19日頃までの間に、日興証券が株式会社TMコーポレーションとの間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の締結の交渉等に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたバルス株式会社(以下、「バルス」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年3月29日から同年9月2日までの間、犯則嫌疑者D名義で、バルスの株券合計247株を代金合計1,860万9,500円で買い付け

第2 犯則嫌疑者Aにおいて、平成23年4月27日頃から同年7月25日頃までの間に、日興証券が株式会社はしやまとの間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の締結の交渉等に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所等が開設する有価証券市場に株券を上場していたマスプロ電工株式会社(以下、「マスプロ電工」という。)の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年6月1日から同年7月29日までの間、犯則嫌疑者D名義で、マスプロ電工の株券合計6万6,900株を代金合計4,325万6,900円で買い付け

たものである。

### 【告発後の経緯】

犯則疑者A及び犯則疑者Bについて、平成24年7月15日、上記⑤の事件で起訴がされ、平成24年8月5日、上記⑥の事件で追起訴がされた。

平成25年2月28日、横浜地方裁判所は、被告人Bについて、被告人Aから上記各重要事実の伝達を受けて上記各株券の買付を行ったことを認定しつつも、被告人Aが、自己の犯罪を犯したといえる程度に、本件の遂行に重要な役割を果たしたとはいえないとの理由から、被告人Aとの共謀は認められず、第一次情報受領者としての単独犯であると認定した上で、本件3銘柄の売却金額は1億円を超えており、過去の事例と比較してもかなり高額であり、本件各犯行自体大がかりなものといえるなど、犯行態様は相当に悪質であり、口裏合わせをするなどの隠蔽工作を図っており、犯行後の情状も悪いほか、本件は、元証券会社執行役員が関与したインサイダー取引事件として報道され、証券市場に対する投資家の信頼を大きく損なったもので、社会に与えた影響も軽視できないとして、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、追徴金約1億43万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

被告人Aについては、現在、横浜地方裁判所において公判係属中である。

## ⑦ 株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

本件は、第三者割当増資に係る現物出資資産である山林には株式募集払込金額に相当する価値がないにも関わらず、その価値があるように仮装し、虚偽の内容を公表して偽計を用いた、いわゆる不公正ファイナンス事案である。不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件としては、平成23年8月2日に告発した株式会社NESTAGE関係者らによる偽計事件に続く2件目の告発である。

### 【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件偽計が、金商法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成24年11月29日に大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年12月18日、犯則疑者2名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

### 【告発の対象となった犯則事実】

犯則疑者Aは、不動産の売買等を目的とし、ジャスダック証券取引所に株券を上場していた株式会社セイクレスト（以下「セイクレスト」という。）の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則疑者Bは、セイクレストとの資金調達業務に関する業務契約に基づき、セイクレストの資金調達計画の作成支援及び投資者向け公表情報の内容の検証等の業務を担当していたものである。

犯則疑者両名は、セイクレストが平成22年3月期決算において債務超過になるとジャスダックの定める株券上場廃止基準に抵触する状況にあったことなどから、虚偽の内容を含む公表を行うことにより現物出資を含む第三者割当増資を実現し、自己資本を大幅に増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、共謀の上、セイクレストの株券を発行するため、真実は、現物出資財産である和歌山県西牟婁郡白浜町所在の山林合計11筆（合計約8万4,031㎡、以下「本件土地」という。）には募集株式の払込金額である20億円に相当する価値がなく、セイクレストが本件土地を取得後に株式会社カナヤマコーポレーション（以下「カナヤマコーポレーション」という。）等と共同で開発、販売する具体的な事業計画もない上、株式割当先である合同会社カナヤマ（以下「カナヤマ」という。）は割り当てられた株式を短期間で第三者に譲渡する意図であったにもかかわらず、平成22年2月18日、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システ

ムであるTDnetにより、セイクレストの取締役会が、払込期日を同年3月25日、株式割当先をカナヤマとして、本件土地の現物出資を含む第三者割当増資により普通株式合計530万株（払込金額総額21億2,000万円）を発行することを決議した旨公表するに際し、「本件土地は募集株式の払込金額20億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、セイクレストの開発事業部担当者によるデューデリジェンス等の独自の詳細調査内容の結果等も勘案し、同金額に相当する価値がある。」「セイクレストが本件土地を取得後、カナヤマコーポレーション及び株式会社センチュリージャパンと本件土地の開発、販売について共同事業を行い、本件土地は2年間で完売する予定であって、それによって得た資金で安定した収益基盤を確立できる。」「カナヤマは割り当てられた株式を原則として長期保有する。」旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

#### 【告発後の経緯】

犯則嫌疑者2名について、平成24年12月19日、起訴がされ、現在、大阪地方裁判所において公判係属中である。

### 第3 平成23年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成23年度以前の告発事案について、平成24年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

#### ① 株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件

##### 【平成19年3月27日告発、平成24年5月29日決定（最高裁）】

平成21年9月9日、大阪地方裁判所は、被告人A（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、追徴金約2億4,533万円の判決を言い渡し、被告人Aは控訴した。

平成22年8月4日、大阪高等裁判所は、被告人Aの控訴を棄却し、被告人Aは上告した。

平成24年5月29日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人Aの上告を棄却し、上記判決は確定した。

（上記被告人Aと同時に起訴された被告人3名のうち2名については、いずれも一審において有罪判決確定、ほか1名の被告人については最高裁判所の上告棄却により有罪判決確定）

#### ② ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件 (2)、株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

##### 【平成22年2月9日、平成22年3月16日告発、平成24年6月6日判決（大阪地裁）】

平成24年6月6日、大阪地方裁判所は、共犯者らにおいて実行された相場操縦行為は、多数の協力者・証券口座を使い、大規模かつ継続的に、多くの巧妙な手法を用いて行われたものであって、悪質であり、被告人も相場操縦資金の提供のほか、その他の融資によって資金繰りに協力しており、不可欠の役割を果たしていたといえ、また、内部者取引では、被告人は発行会社の財務及び人事等の重要な業務執行の決定に関する職務に従事しながら、本件重要事実を知って、利益の取得や損失の回避のために犯行に及んだものであり、犯行に至る経緯や動機に酌量の余地は乏しく、各犯行により、被告人らは証券市場の取引の公正及び一般投資家の信頼を損ねた上、多額の利益を取得し、又は損失を回避しており、これらの犯行により生じた結果も軽視することはできないとして、同時に審理された詐欺の事実と併せて、被告人A（会社役員）に、懲役3年（執行猶予5年）、罰金400万円、追徴金約3億7,637万円の判決を言い渡し、被告人Aは控訴した。現在、大阪高等裁判所において公判係属中である。

(内部者取引事件について上記被告人Aと同時に起訴された被告人1名は、一審において有罪判決確定)

③ 株式会社アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件

【平成20年3月5日告発、平成24年7月5日決定(最高裁)】

平成20年10月10日、大阪地方裁判所は、被告会社に、罰金500万円、追徴金7億3,315万円の判決を言い渡し、被告会社は控訴した。

平成22年2月3日、大阪高等裁判所は、被告会社の控訴を棄却し、被告会社は上告した。

平成24年7月5日、最高裁判所は、上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告会社の上告を棄却し、上記判決は確定した。

(上記被告会社と同時に起訴された被告人3名については、いずれも一審において有罪判決確定)

④ オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件

【平成23年3月22日告発、平成24年7月19日判決(東京高裁)、平成24年10月30日決定(最高裁)】

平成24年3月7日、東京地方裁判所立川支部は、被告人(会社役員)に、懲役3年(実刑)、追徴金約3,232万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成24年7月19日、東京高等裁判所は、一般投資家の証券市場の公正性と健全性に対する信頼を損なうものであって、被告人は長年にわたり株式投資に関わり、内部者取引の問題性を十分認識していたにもかかわらず、知人をも巻き込んで、本件犯行に及ぶなどしており、悪質というほかなく、また、800万円を超える利益も得ていることなどから、被告人の刑事責任は軽くないというべきであり、本件が執行猶予を付すべき事案であるとは認め難く、被告人を懲役3年に処した原判決の量刑は、その刑期の点でもやむを得ないものであって、これが重過ぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却し、被告人は上告した。

平成24年10月30日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑤ 株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件

【平成22年12月7日告発、平成24年9月7日判決(東京地裁)】

平成24年9月7日、東京地方裁判所は、被告人が株式会社西友の社外取締役である妻からインサイダー情報を積極的に聞き出すなどした上、そのインサイダー情報に基づき、被告会社及び被告人名義で両名義分合計して約1,388万円もの利益を得て、証券市場の公正性や健全性を害し、ひいては一般投資家の証券市場に対する信頼を傷つけており、このような取引の態様の悪質性や規模からすれば、被告会社及び被告人の刑事責任は重いとして、被告会社に、罰金400万円、追徴金約2,766万円(被告人と連帯)、被告人に、懲役2年(執行猶予3年)、罰金100万円、追徴金合計約3,725万円(うち約2,766万円は被告会社と連帯)の判決を言い渡した。被告会社及び被告人は控訴したが、両名とも控訴を取り下げたため、上記判決は確定した。

⑥ 株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成23年5月27日告発、平成24年9月20日判決(東京高裁)】

平成 24 年 3 月 8 日、東京地方裁判所は、被告人 A に、懲役 2 年（実刑）の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 24 年 9 月 20 日、東京高等裁判所は、犯行結果は重く、計画的犯行であるなど犯行態様も悪質な事案である上、上場企業の代表取締役として業務全般を統括していた被告人が、部下に対し、粉飾決算やその隠蔽を指示した行為は、企業コンプライアンスを無視する到底許されない行為であって、本件各犯行の経緯等に酌量の余地はないというべきであり、さらに、被告人が本件を主導したと評価した原判決の説示にも誤りがあるとはいえず、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人 A の控訴を棄却した。被告人 A は上告したが、上告を取り下げたため、上記判決は確定した。

（上記被告人 A と同時に起訴された被告人 3 名については、いずれも一審において有罪判決確定）

#### ⑦ 黒崎播磨株式会社株券にかかる内部者取引事件(1)(2)

【平成 24 年 3 月 22 日告発、平成 24 年 9 月 26 日判決（福岡地裁）、平成 25 年 2 月 20 日判決（福岡高裁）】

平成 24 年 9 月 26 日、福岡地方裁判所は、本件で売買した株券の価額及び被告人 A 及び被告人 B が本件各犯行によって得た売買差益は多額であり、本件各犯行によって証券取引市場の公正さが害され、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたといえ、また、本件各犯行がインサイダー取引でないことを装うため、被告人 B や第三者名義の証券取引口座等を利用して、本件各インサイダー取引に及んでおり、犯行態様は計画的かつ悪質であって、被告人両名の刑事責任は重いとして、被告人 A に、同時に審理された詐欺等の事実と併せて、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 300 万円、追徴金約 2 億 2,442 万円、被告人 B に、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反等と併せて、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 200 万円、追徴金約 2 億 1,693 万円の判決を言い渡し、被告人 A に対する上記判決は確定したが、被告人 B は控訴した。

平成 25 年 2 月 20 日、福岡高等裁判所は、不公正な取引が信用取引によってされたという事情のみをもって、不公正な取引により得た財産全額ではなく売買差益のみを没収、追徴の対象とすべきであると解するのは相当とはいえず、さらに、追徴を命ぜられるべき「犯人」に共同正犯者が含まれ、最終的に利益が帰属したか否かは問わないことはもとより、共犯者の個々の利得状況等共犯者間の内部的事情を考慮して各人からの追徴額を決めることは想定されていないと解されるから、被告人が得た利益が共犯者よりも少ないからといって、追徴額を減額するのは相当ではなく、また、犯罪行為により得られた財産の取得の状況等に関わらない被告人の資力等の一般情状を殊更重視することも相当ではないとして、被告人 B の控訴を棄却し、被告人 B に対する上記判決は確定した。

#### ⑧ 大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成 22 年 10 月 28 日告発、平成 24 年 11 月 19 日決定（最高裁）】

平成 23 年 3 月 10 日、大分地方裁判所は、被告人に、懲役 2 年 4 月（執行猶予 4 年）、罰金 600 万円、追徴金約 2 億 6,148 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 23 年 8 月 26 日、福岡高等裁判所は、被告人の控訴を棄却し、被告人は上告した。

平成 24 年 11 月 19 日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

#### ⑨ 株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)(2)

【平成 22 年 3 月 2 日、平成 22 年 3 月 19 日告発、平成 24 年 12 月 13 日判決（東京高裁）、平成 25 年 1 月 17 日判決（東京高裁）】

平成 23 年 9 月 20 日、横浜地方裁判所は、被告人 A（当該会社代表取締役会長）に、懲役 3 年（実刑）、罰金 800 万円の判決を言い渡し、被告人 A は控訴した。

平成 24 年 12 月 13 日、東京高等裁判所は、公正かつ透明な証券取引に対する国民の信頼を確保するためには、有価証券報告書等により、企業の事業内容、財務内容を正確かつ明瞭に開示し、それを基盤として一般投資家に必要な事項の判断をさせることが重要であるのに、被告人らの行為はこの点をないがしろにするものであって、本件各犯行は、グローバル化した我が国の金融、証券市場全体の信頼性をも大きく損なったもので、その社会的影響が大きいことも無視できず、また、当審における被告人の供述に照らしても、一連の粉飾決算に及んだことについて、十分な反省がみられるとはいえないとして、被告人 A の控訴を棄却した。被告人 A は上告したが、上告を取り下げたため、被告人 A に対する上記判決は確定した。

平成 23 年 9 月 15 日、横浜地方裁判所は、被告人 B（当該会社代表取締役副会長）に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、被告人 B は控訴した。

平成 25 年 1 月 17 日、東京高等裁判所は、被告人 B は、長年被告人 A の補佐として、自らも不正に関与した上、不正取引の実行者に助言をしたり、本件会社の監査対応の実質的責任者として不正取引等が発覚しないよう監査対応をするなど、重要な役割を果たしたことは否定できず、その刑事責任は大きく、原判決の量刑判断が重すぎて不当であるということとはできないとして、被告人 B の控訴を棄却した。

被告人 B は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

#### ⑩ 株式会社アクセスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

##### 【平成 20 年 6 月 16 日告発、平成 24 年 12 月 25 日判決（神戸地裁）】

平成 24 年 12 月 25 日、神戸地方裁判所は、本件会社の 4 期連続の赤字決算を避けたいなどの理由から、被告人 A（当該会社代表取締役）は、主要な取締役等と意思を通じ合い、取引先に協力を得て本来その事業年度には計上できない売上げを計上するなどし、業績が黒字に回復したかのように装ったものであって、その犯行は、会社ぐるみの組織的犯行であり、一般投資家の判断を誤らせ上場株式の公正な取引秩序を害する犯行であるとして、同時に審理された会社法違反（特別背任）の事実と併せて、被告人 A に、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 1,500 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人 A と同時に起訴された被告会社と被告人 B（当該会社取締役）については、いずれも一審において有罪判決確定）

#### ⑪ プロデュース株式会社に係る公認会計士関与の新規上場時 有価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

##### 【平成 21 年 4 月 28 日告発、平成 25 年 1 月 11 日判決（東京高裁）】

平成 24 年 1 月 30 日、さいたま地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役 3 年 6 月（実刑）を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 25 年 1 月 11 日、東京高等裁判所は、組織的で計画的かつ巧妙な犯行といえ、多くの投資者に損失を被らせており、虚偽の情報によって証券市場の公正さを害し、これに対する投資者の信頼を毀損して証券市場制度の根幹を揺るがした本件の結果は、誠に重大である上、被告人は、専門知識を悪用し、粉飾の手法を教え、時には自らも不正な会計処理を実行したりする中で、本件会社の監査責任者であったにもかかわらず、引き続き粉飾やその隠蔽に協力し、その結果作成された内容虚偽の財務諸表に無限定適正意見を表明した監査報告書を作成するなどして、本件の遂行に尽力しており、その役割は重要かつ不可欠であり、加えて、原審の公判以降、自己の刑事責任を免れるべく不合理な弁解に終始しており、反省の態度は認められず、さらに、監査及び会計の専門家として、独立した立場で、

会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図るという使命を放棄し、公認会計士に対する社会的信用を傷付けた点も、厳しい非難に値することから、被告人の刑事責任は相当に重いというべきであることなどから、本件が刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められず、原判決の量刑が刑期の点でも重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却した。

被告人は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

#### ⑫ 福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成 23 年 8 月 5 日告発、平成 25 年 1 月 25 日判決（福岡高裁）】

平成 24 年 5 月 14 日、福岡地方裁判所は、被告人に、懲役 3 年（実刑）、罰金 300 万円、追徴金約 1 億 8,695 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 25 年 1 月 25 日、福岡高等裁判所は、本件は、被告人が詐欺等の手段を用いて多数の証券会社に多数の借名口座を設けて、その一部を用いて繰り返し行った相場操縦と、不正な取引による莫大な不正な利得の入手、その犯罪収益等の仮装の一連の犯罪からなり、いずれも大胆で悪質であり、ほぼ確実に一般投資家の判断を誤らせるに足りる板情報を提供して人為的に株価を高値につり上げる相場操縦手法は、証券市場における自由かつ公正な価格形成を大きく阻害しており、これに加え、証券会社の度重なる警告・注意、更に取り引停止処分までも無視して、知人等を協力者に仕立てて借名口座で不正取引を継続することを企図し実行してきたなどの事情を総合考慮すれば、情状は極めて悪く、刑期の点も含めて 1 審判決が懲役 3 年の実刑に処したのもまことにやむを得ないものをいわざるを得ないなどとして、被告人の控訴を棄却し、同判決は確定した。

## 第 4 今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努めることとしている。

### (1) 不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み

証券監視委は、第 7 期活動方針（平成 23 年 1 月 18 日公表）において、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととしている（附属資料 2-6-3 参照）。

これを受け、平成 24 年度においては、株式会社セイクレストに係る偽計事件の告発を行った。本件では、平成 22 年 3 月期決算において債務超過になれば、自社の株券が上場廃止となる状況にあったことから、会社代表者と資金調達を請け負ったコンサルタントが共謀し、出資価額に相当する価値のない不動産の現物出資を含む第三者割当増資を行い、虚偽の公表を行ったもので、現物出資制度を悪用した不公正ファイナンス事案である。

証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスについて、柔軟かつ広い視野をもって監視を行い、悪質な事案に対しては偽計を活用し、摘発に努めていくこととしている。

### (2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記(1)の不公正ファイナンス等以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）などの類型があるが、いずれも複雑化・

巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努めることとしている。

### ① 内部者取引事案への取り組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け（TOB）等の企業買収（M&A）に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（MBO）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在しているものとみられる。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととする。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていくこととしている。

### ② 相場操縦事案への取り組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期すこととしている。

### ③ 粉飾事案への取り組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていくこととしている。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいくこととしている。

## (3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、粉飾事案や不公正ファイナンスにおいても、当局の監視の目を逃れようとして、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事例が目立つようになっている。

平成24年度に告発したA I J投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件においても、嫌疑者が複数のファンドに係る運用を海外の金融機関を通じて行っていたことから、運用実態の解明等に当たっては、関係各国の市場監視当局と十分に連携をし、調査を行ったところである。証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を生まないように、海外当局と積極的に連携し、特にIOSCO（証券監督者国際機構）のMMOU（多国間情報交換枠組み）などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していくこととしている。

#### (4) ローカル化への対応

過去に告発した地方在住のデイトレーダーによる複数の相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになっている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

#### (5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

I T化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、証券監視委においては、デジタルフォレンジックの専門家を採用するとともに、職員に対し実務的な研修を実施し、ノウハウの習得、蓄積に努めている。また、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備を計画的に実施しているところである。

証券監視委としては、引き続き、人・物両面からのデジタルフォレンジック運用体制の強化に努め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していくこととしている。

#### (6) 人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立った人事運用により、必要な人材の育成に取り組むこととしている。

## 第8章 建 議

### 第1 概 説

#### 1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

#### 2 平成24年度における建議の状況

平成24年度においては、信用格付業者に対する検査の結果に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し1件の建議（「信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について」）を行った。なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成24年度までに23件の建議を行ったところである（附属資料2-7-2参照）。

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

#### 1 建議の実施状況

平成24年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

##### ○ 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について

信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。

このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。

したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。

## 2 建議に基づいて執られた措置

平成 24 年度における上記の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

### ○ 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保についての建議に基づいて執られた措置

金融庁において、信用格付業者に対し、誤公表を防止する体制整備を求めるための必要な制度改正について検討が行われている。

## 3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

平成 24 年度には、証券監視委は、市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に資料を自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に十分な情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが明らかとなったことから、東京証券取引所に情報提供を行った。

これを受けて、各証券取引所は全上場会社に対し、平成 24 年 10 月 1 日、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の情報管理について注意喚起を行い、また、平成 25 年 3 月 12 日には全上場会社に対し、自社ウェブサイト等のセキュリティに関する自主点検を要請した。

同年 4 月 5 日、金融庁と各証券取引所は、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を通知するとともに、各証券取引所は、上場会社が行った自主点検の結果及び上場規則の改正等を内容とする今後の対応方針を公表した（附属資料 2-7-3 参照）。

更に、4 月 30 日、各証券取引所は、会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場規則改正の要綱案を公表した。

## 第 3 今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

## 第9章 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

### 第1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の1つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、また、そのための一層の人材育成、体制整備を図っていくとしたところである（附属資料333頁以下参照）。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

#### 1 IOSCO（証券監督者国際機構）における活動

IOSCO（証券監督者国際機構）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から205機関が加盟している（うち普通会员117、準会員12）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents' Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から幹部が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）と、その下に7つの委員会（Committee）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会（C4）に参加している。

C4では、国境を跨いで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成24年度は、情報交換に関して非協力的な当局との対話や問題業者に関する投資者への警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

また、証券監視委は、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間のMMOU（多国間情報交換枠組み）への加盟申請当局がIOSCO事務局に提出した申請書類の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）にも参加している。

#### 2 情報交換枠組みの活用

- (1) 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築

に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）（現・ニュージーランド金融市場機構（FMA））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

- (2) MMOUについては、IOSCO加盟当局は遅くとも平成22年1月1日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成22年のモントリオール総会において、平成25年1月1日までに全ての同機構加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められたところ、未署名当局に対しては、同機構が署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置を取っており、全加盟当局の署名を促進する作業を進めているところである。平成25年3月までにMMOUに署名を行った当局（A署名）数は94、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局数は25となっている。

我が国においても、金融庁が平成18年5月に署名申請を行い、平成20年2月にMMOUの署名当局として承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通じ、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

- (3) 平成24年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、日本市場におけるクロスボーダーの不正取引に対し、以下の通り、5件の課徴金納付命令勧告及び4件の刑事告発を行った。

① 課徴金納付命令勧告等

イ. 有価証券報告書等の虚偽記載（1件）

オリンパス株式会社が連結子会社から除外したファンドを用いた含み損・負債の簿外処理や資産性のないのれんの計上を行った有価証券報告書等（平成19年3月期有価証券報告書～平成23年6月第1四半期報告書）を、関東財務局長に提出した事案につき、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2 2（1）①参照）

ロ. 内部者取引（3件）

リーマンショック後に集中した大型公募増資案件について、主幹事証券会社等の営業員等から重要事実の伝達を受けた内外プロ投資家による内部者取引が行われていたことが複数の事案で判明した。このうち、ジャパン・アドバイザーズ合同会社事案（2件）、First New York Securities L.L.C.事案（1件）につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第5章第2 2③～⑤参照）

ハ. 株価操縦（1件）

米国籍のヘッジファンドの関係会社であるタイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシーが、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的で、複数の証券会社に発注を行い、当該事業会社の株式の株価を引き上げるなどして、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第5章第2 2⑥参照）

## ② 告発

### ○ 投資一任契約の締結に係る偽計（4件）

関東財務局に登録しているA I J投資顧問株式会社の代表取締役ほか2名が共謀し、運用するファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、ファンドの運用実績は好調で、一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどし、年金基金に投資一任契約を締結させようと企て、よって偽計を用いた事案につき、MMOUを利用して、情報を入手し、合計で4件の告発を行うに至った。（第7章第2 2 (1)①～④参照）

- (4) 以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料2－8参照）。

## 3 意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成24年度は、米国、イタリア、中国、香港、韓国、オーストラリア、タイ、ケイマン諸島等の海外証券規制当局と意見交換を行ったのに加え、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

## 第2 体制整備及び人材育成

### 1 市場のグローバル化への体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）の設置のほか、証券監視委の各課にも、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年のわが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

### 2 短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や調査・検査の手法を習得するため、又は、わが国の有する調査・検査の手法・ノウハウを海外の規制当局の職員に伝えるため、平成24年度においては、米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）（現：英国金融行為監督機構（FCA））、シンガポール金融管理局（MAS）、IOSCO、APEC等が主催する1週間程度の研修に証券監視委事務局職員を派遣した。

（参考）証券監視委は、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FSA、香港SFCに対

して、証券監視委事務局職員を1年間程度派遣してきたところである。こうした海外規制当局への職員派遣の実績を、クロスボーダー取引に対する監視を中心に証券監視委の市場監視業務に活かしている。

### 第3 今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、調査に要する人的・物的コスト、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、最も適切な対応をとることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外規制当局への職員派遣を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

- (1) 海外証券規制当局との間で、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、迅速な情報収集を行い、クロスボーダー取引による不公正取引への対応を強化していく。
- (2) クロスボーダー取引に関する海外からの情報や海外の制度に関する情報収集及び国際会議等の場における情報発信を行い、監視機能の強化の一助としていく。
- (3) アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、必要に応じて証券検査や市場監視のノウハウを提供する等、アジア新興諸国の証券市場の整備を支援していく。
- (4) 海外証券規制当局の行う短期研修への職員の派遣等を通じて、クロスボーダー取引に対する監視を担う人材の育成を一層進めていく。

## 第10章 監視活動の機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初の総務検査課及び特別調査課の2課体制であったところ、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、現在は証券監視委の有する機能毎に6課に体制を拡充・細分化するなど組織の充実を図っているところである。

平成25年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化や投資一任業者等に対する検査体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、16人の増員が認められ、証券監視委の平成25年度末の定員は400人となっている。

財務局等の証券取引等監視官(部門)においては、証券検査体制の整備を中心に29人の増員が認められ、平成25年度末の定員は339人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で739人となっている。

##### (2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成24年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計21名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成24年度末現在109名が在籍している。

#### 2 情報収集・分析能力の向上

##### (1) 証券総合システム(SCAN-System)の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。

(参考) 証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム(SCAN-IPS)」、「電子開示財務内容分析システム(SCAN-STAF)」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

##### (2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査・調査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が新たに求められている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法、クロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

### 3 監視を支えるシステムインフラの強化

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム（平成26年度以降、稼動開始予定））については、業務の効率化のみならず、E D I N E T等におけるX B R L導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムを構築することを念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行い、平成22年度までにシステム設計工程が完了した。

これを受け、平成23年度からシステム開発に着手し、開発の進捗状況に応じた各種検証作業を行っている。今後は、設計された機能が確実に実装されることを注視していくこととしている。

デジタルフォレンジックについては、平成20年度より導入についての検討を開始し、平成22年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備し、平成23年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行った。ますます高度化、大容量化するI T機器に対応すべく、資機材の更なる活用に向けた環境整備や研修の充実等、積極的な活用を進めている。

## 第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

### 1 概要

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

### 2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会に及ぼす影響等についても説明し、事案の正確な理解と報道を促すよう努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体から委員長及び委員や証券監視委事務局幹部職員への取材・寄稿等の依頼に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応することとしている。

### 3 市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や市場参加者に対する講演等に積極的に取り組み、証券監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等に対する幅広

い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取り組みの促進に努めているところである。

また、大学や将来法曹として市場の健全性を担う可能性が高い法科大学院等の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。(附属資料2-9参照)

#### 4 ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について、市場参加者の理解や信頼を高めるための情報発信に努めている。また、「メールマガジン配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイト新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報(新着情報)を1日1回配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月1回配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成24年度末時点における登録数は約3,700件となっている。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>)

更に、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視委員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、引き続きその掲載に努めている。

### 第3 関係当局等との連携

#### 1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、検査部局として説明を行い、金融庁と連携して海外当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、金融庁監督部門・企画部門とともに証券取引等監視官・金融商品取引所監視官・証券監査官合同会議(以下「三者合同会議」という。)を継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

#### 2 自主規制機関との緊密な連携

自主規制機関(金融商品取引所、金融商品取引業協会)は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、市場規律や市

市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料2－9参照）。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関との間で定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間では、月例で広範なテーマについて意見交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関からも担当者の参加を呼びかけており、活発な議論及び意見交換を行っている。

このような定期的な意見交換以外にも、随時、情報発信を行っており、これらの結果、自主規制機関において、市場規律の強化や市場監視体制の強化に向けた対応が行われている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整を行うなど、一層の連携に努めている。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券監視委の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、自主規制機関の職員の参加を受け入れ、市場規律、市場監視機能の強化を図っている。

## 第4 今後の課題

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

### (1) 組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不公正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実とともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、人材の育成に取り組んでいくこととしている。

### (2) 情報収集・分析能力の拡大

今後とも市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化する。

さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していくこととしている。

### (3) 情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を強化充実していく。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていくこととしている。

#### (4) 関係当局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況については、金商法の施行とその後の数次にわたる制度改革により、証券検査の対象先が多様化するとともに、対象業者数が延べ約8,000社の規模となっている。また、無登録業者による未公開株式の販売等に対し、的確に対応することなども求められている。さらに、ネット取引の進展により証券取引に係る地域的制約が解消され、新興上場企業の地方への拡がり等もあり、不公正取引や粉飾決算等の法令違反行為の地域的な広がりへの適切な対応も必要となっている。

こうした状況の下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある審査・検査・調査を実施していく必要がある。このため、これまでも日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて、財務局等とは問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図っているところであるが、証券監視委と財務局等との間で、より一層緊密に連携して人材の育成を図り、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいくこととしている。

また、これらのほか、金融庁や自主規制機関とも積極的に情報交換等を行うなど、相互の問題意識の共有を図り、監視活動の機能強化に取り組んでいくこととしている。

## おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、1年1年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、本「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成24年度中に実施した具体的な取組みとして、勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表により、証券監視委の活動に対する理解を深めていただくとともに、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の向上に役立てていただくこととなれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報受付窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。内部者取引や相場操縦、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報受付窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれら専用の窓口もご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。